

第3期 坂戸市まち・ひと・しごと 創生総合戦略



令和7(2025)年度～令和11(2029)年度

坂戸市

目次

第1部 坂戸市人口ビジョン	1
Ⅰ 坂戸市人口ビジョンについて	2
Ⅱ 現状分析	3
1. 「ひと」の状況	3
2. 「しごと」の状況	10
3. 「まち」の状況	13
Ⅲ 将来人口推計の状況	15
1. 社人研の将来人口推計の推移	15
2. 展望人口(令和2年3月)の達成の評価	16
Ⅳ 本市の人口のこれから	17
1. シミュレーションの設定	17
Ⅴ 展望人口の見直し	19
1. 展望人口の特定	19
2. 展望人口の条件	19
3. 展望人口の内容	20
4. 社人研推計と展望人口との比較	22
第2部 坂戸市まち・ひと・しごと創生総合戦略	23
Ⅰ 坂戸市まち・ひと・しごと創生総合戦略について	25
Ⅱ 基本的な考え方	26
1. 勘案すべき国の基本方針、総合戦略等	26
2. 本市における施策の方向	29
3. 第3期坂戸市まち・ひと・しごと創生総合戦略の全体像	32
Ⅲ 基本目標及び施策	34
1. 基本目標1 結婚・出産・子育ての希望をかなえる	34
2. 基本目標2 しごとをつくる	45
3. 基本目標3 本市への人の流れをつくる	52
4. 基本目標4 時代に合った魅力的な地域をつくる	59

第1部 坂戸市人口ビジョン



1 策定の趣旨

平成26(2014)年、我が国の急激な人口減少に歯止めをかけ、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくために「まち・ひと・しごと創生法」が制定され、国においては、令和42(2060)年に1億人程度の人口を維持するなどの中長期的な展望を示した「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」並びに地方創生に向けた施策の基本的方向及び具体的な施策をまとめた「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定しました。

また、令和4(2022)年度には、デジタルの力を活用し地方の問題解決を目指すため、まち・ひと・しごと創生総合戦略を大幅に改訂した、デジタル田園都市国家構想総合戦略(令和4年12月23日閣議決定)を策定し、実施しています。

本市では、国、埼玉県総合戦略を勘案しながら「坂戸市まち・ひと・しごと創生総合戦略」(平成27年度から令和元年度)及び「第2期坂戸市まち・ひと・しごと創生総合戦略」(令和2年度から6年度)を策定し、計画的に施策の展開を図ってきました。

総合戦略を策定する前提となる坂戸市人口ビジョンにおいては、前回の策定から約4年が経過していることから、人口や産業の状況、新たな人口推計などを参考に見直しを行うものです。

2 対象期間

本市人口ビジョンの期間については、内閣府地方創生推進室の手引き(*)の中で、人口推計期間を令和52(2070)年までとしていることから、これに合わせることにします。

※「地方版総合戦略の策定等に向けた人口動向分析・将来人口推計の手引き(令和6年6月版)」
(令和6年6月 内閣官房デジタル田園都市国家構想実現会議事務局 内閣府地方創生推進室)

3 概要

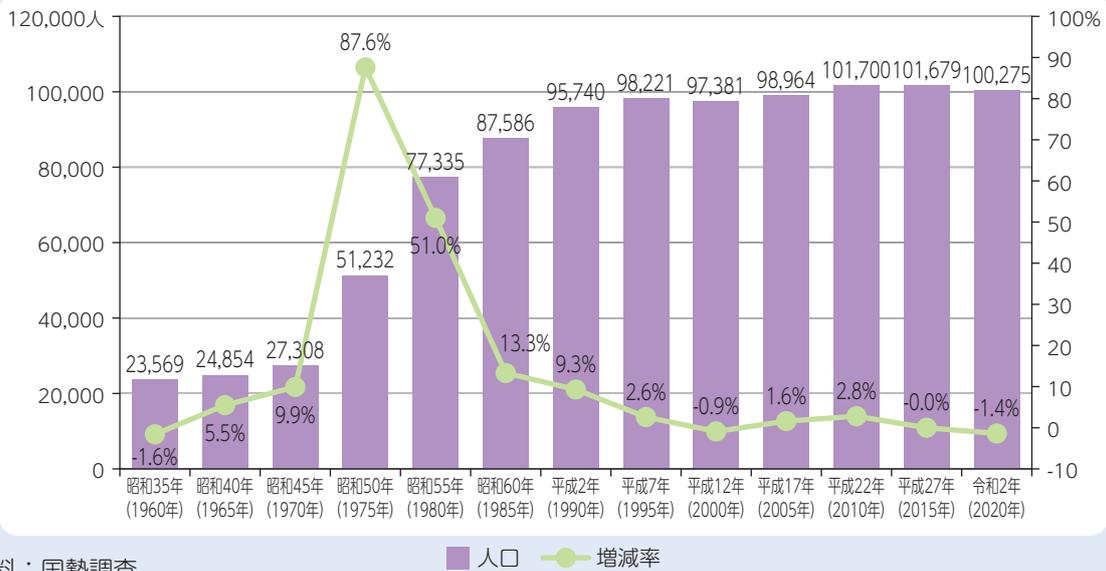
本市人口ビジョンでは、人口(ひと)、産業や雇用者(しごと)、住宅や空き家(まち)のこれまでの推移、将来人口推計の変化などを分析したうえで、今後本市が目指す人口を、展望人口として整理しています。

1 「ひと」の状況

(1) 人口の推移

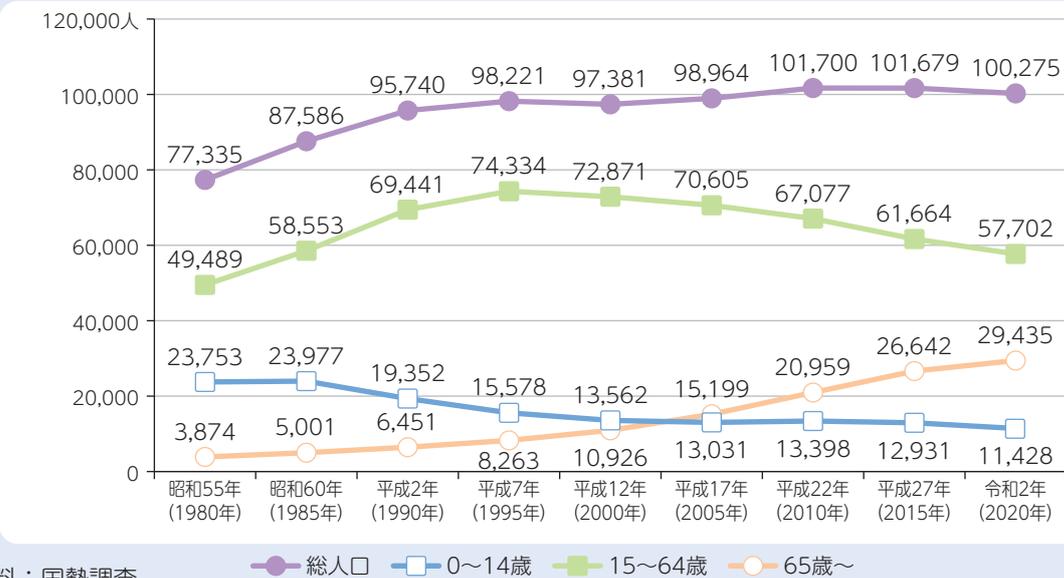
本市の人口は、昭和45(1970)年から昭和55(1980)年に急増し、平成7(1995)年まで増加が続きまし。それ以降は、平成12(2000)年の微減をはさんで緩やかに増加しましたが、平成22(2010)年の101,700人をピークに、減少に転じています。

坂戸市の人口の推移



資料：国勢調査

坂戸市の人口の推移(年齢3区分)



資料：国勢調査

※総人口は年齢不詳を含む

また、生産年齢人口(15~64歳の人口)の割合は、64.2% (昭和55(1980)年)から58.5% (令和2(2020)年)に減少しました。

坂戸市の人口の推移(年齢3区分割合)



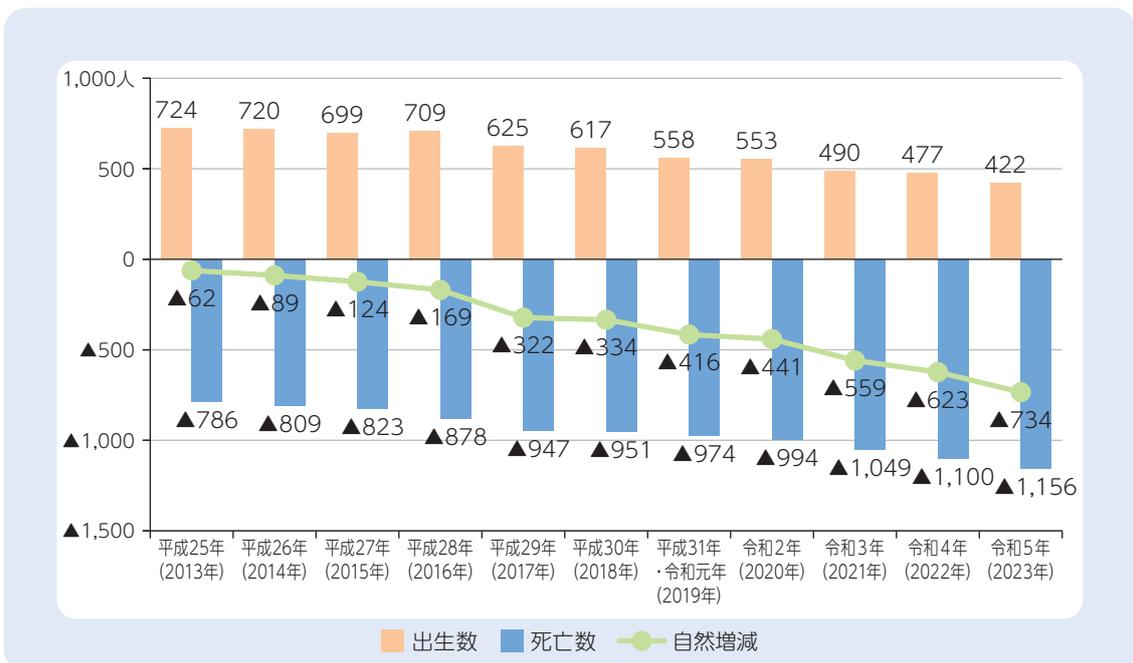
資料：国勢調査
 ※各人口の割合は、年齢不詳の人口を除いた全人口を100%とした場合の割合

(2) 自然増減と社会増減の推移

① 出生数と死亡数の推移

本市においても少子高齢化が進んでおり、出生数が減少し、死亡数は増加しています。高齢化が進むため、死亡数は今後も増加し、死亡数が出生数を上回る自然減が増加していくことが予想されます。

坂戸市の出生数と死亡数の推移

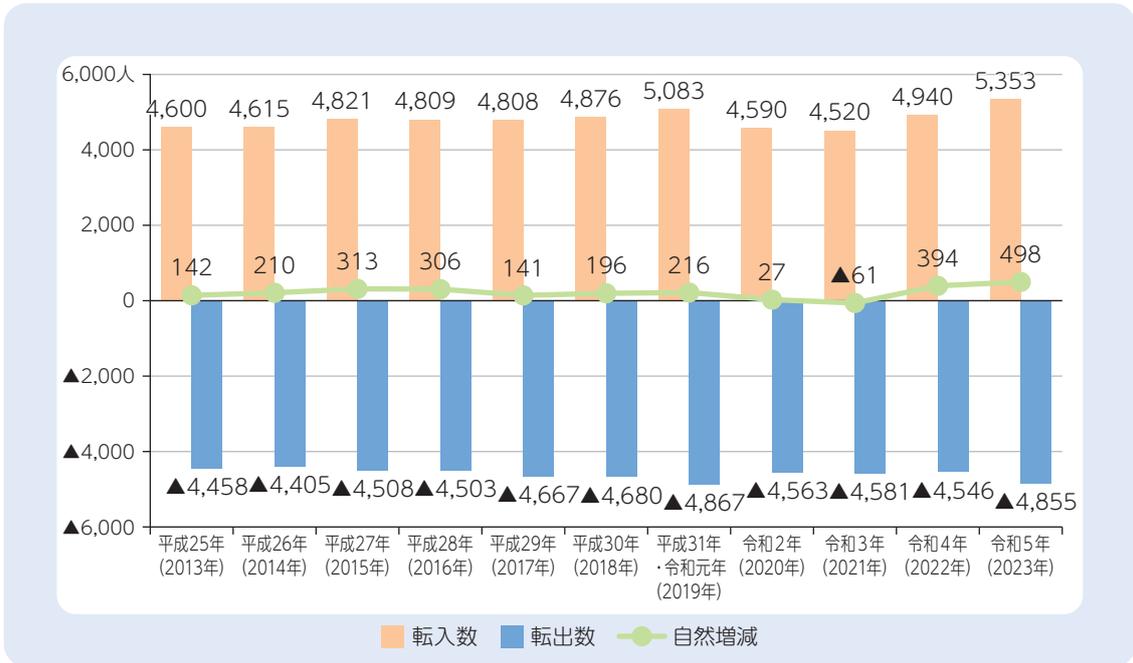


資料：総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数」
 ※日本人と外国人住民の合計、死亡数をマイナスとして表す

② 転入数と転出数の推移

本市では、1970年代に転入数が転出数を上回る大幅な社会増がありましたが、その後、社会増減を繰り返し、平成25(2013)年以降は、令和3(2021)年を除き、社会増が続いています。

坂戸市の転入数と転出数の推移



資料：総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数」
 ※日本人と外国人住民の合計、転出数をマイナスとして表す

③ 自然増減と社会増減の推移

本市の人口動態は、平成25(2013)年以降、自然減の減少幅が年々拡大する一方、令和3(2021)年を除いて社会増が続いています。平成29(2017)年以降は、自然減による減少幅が、社会増の増加幅を超える状況が続いており、人口減少となっています。

坂戸市の自然増減と社会増減の推移



資料：総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数」
 ※日本人と外国人住民の合計、グラフ内の和暦は省略

(3) 合計特殊出生率の推移

本市の合計特殊出生率は、全国、埼玉県よりも低い状況が続き、令和4(2022)年には0.99、令和5(2023)年には0.89となっています。

全国、埼玉県及び坂戸市の合計特殊出生率の推移

	平成28年 (2016年)	平成29年 (2017年)	平成30年 (2018年)	平成31年・ 令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)
全 国	1.44	1.43	1.42	1.36	1.33	1.30	1.26	1.20
埼 玉 県	1.37	1.36	1.34	1.27	1.27	1.22	1.17	1.14
坂 戸 市	1.25	1.13	1.17	1.05	1.24	1.01	0.99	0.89



資料：埼玉県 保健医療部「埼玉県の合計特殊出生率」
 ※国勢調査実施年には、市町村の合計特殊出生率は高めに算出される傾向がある

(4) 未婚率の状況

本市の未婚率は、男性の20歳以上と、女性の35～39歳を除く全世代において、全国よりも高くなっています。特に、本市の男性の30～34歳の未婚率は、9ポイント以上、全国よりも高くなっています。

全国及び坂戸市の未婚率の状況

(%、全国との差はポイント)

年齢階層	全国		坂戸市			
	男	女	男	全国との差※	女	全国との差※
15～19歳	99.8	99.6	99.7	▲ 0.1	99.8	0.2
20～24歳	95.2	92.3	96.7	1.5	94.1	1.8
25～29歳	72.9	62.4	80.0	7.1	67.1	4.7
30～34歳	47.4	35.2	56.5	9.1	37.4	2.2
35～39歳	34.5	23.6	39.8	5.3	23.6	0.0
40～44歳	29.1	19.4	35.2	6.1	19.8	0.4
45～49歳	27.2	17.6	34.0	6.8	18.2	0.6

資料：令和2年国勢調査
 ※全国との差：坂戸市の未婚率から国の未婚率を引いたもの(網掛けは、未婚率が国を上回る)年齢階層

(5)外国人住民の人口の推移

本市の外国人住民の人口は、毎年、増加を続けてきましたが、令和3、4(2021、2022)年に減少しました。しかし、令和5(2023)年には3,000人台を回復し、令和6(2024)年も増加しています。

坂戸市の外国人住民の人口の推移



資料：総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数」
※各年1月1日現在

(6)昼夜間人口比率の状況

本市の昼夜間人口比率(92.4)は、埼玉県(89.6)、鶴ヶ島市(84.2)より高く、川島町(109.2)、東松山市(102.6)、日高市(98.2)、川越市(96.8)、毛呂山町(94.4)より低くなっています。

坂戸市、埼玉県及び周辺市町の昼夜間人口比率の状況



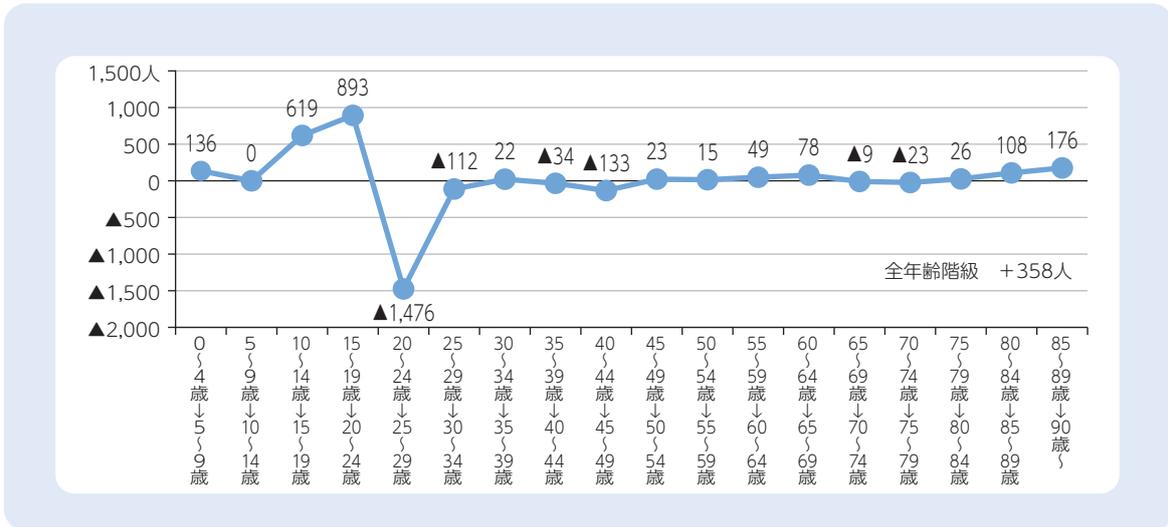
資料：令和2年国勢調査

(7) 年齢階級別純移動の状況

本市の年齢階級別の純移動(※)は、平成27(2015)年に10～14歳、15～19歳だった階級が、その後の5年間で転入超過(+619人、+893人)となっています。一方、同じ時期に20～24歳だった階級は、その後の5年間に転出超過(▲1,476人)となり、それより年齢の高い階級は、転入・転出超過が比較的小さい状況にあります。

全年齢階級では、平成27(2015)年から令和2(2020)年までに358人の転入超過となっています。

坂戸市の年齢階級別純移動の状況



資料：RESAS、国勢調査

※本市への転入と本市からの転出の人数の差

男女別に、年齢階級別純移動の状況をみると、平成27(2015)年に10～14歳及び15～19歳だった階級が、その後の5年間で転入超過(男性 各+352人、+535人、女性 各+267人、+358人)となり、20～24歳だった階級は、その後の5年間に転出超過(男性▲865人、女性▲611人)となりました。それ以上の年齢階級では、男性の方が転出超過となることが多く、全年齢階級合計では、女性の459人の転入超過に対して、男性は101人の転出超過となっています。

坂戸市の年齢階級別純移動の状況(男女別)

(人)

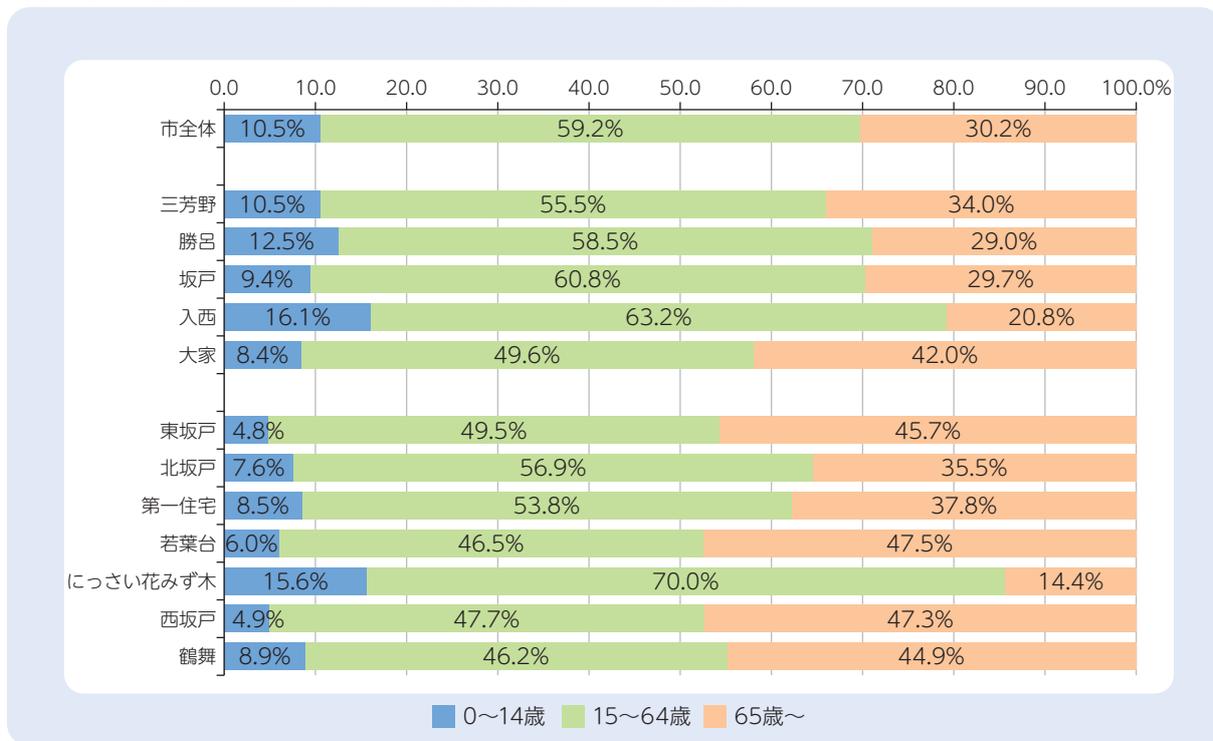
	合計	男性	女性
0～4歳→5～9歳	136	46	90
5～9歳→10～14歳	0	1	▲1
10～14歳→15～19歳	619	352	267
15～19歳→20～24歳	893	535	358
20～24歳→25～29歳	▲1,476	▲865	▲611
25～29歳→30～34歳	▲112	▲82	▲30
30～34歳→35～39歳	22	▲7	29
35～39歳→40～44歳	▲34	▲48	14
40～44歳→45～49歳	▲133	▲177	44
45～49歳→50～54歳	23	▲1	24
50～54歳→55～59歳	15	▲20	35
55～59歳→60～64歳	49	28	21
60～64歳→65～69歳	78	77	1
65～69歳→70～74歳	▲9	▲21	12
70～74歳→75～79歳	▲23	1	▲24
75～79歳→80～84歳	26	14	12
80～84歳→85～89歳	108	21	87
85～89歳→90歳～	176	45	131
合計	358	▲101	459

資料：RESAS、国勢調査

(8) 地域の高齢化と人口減少の状況

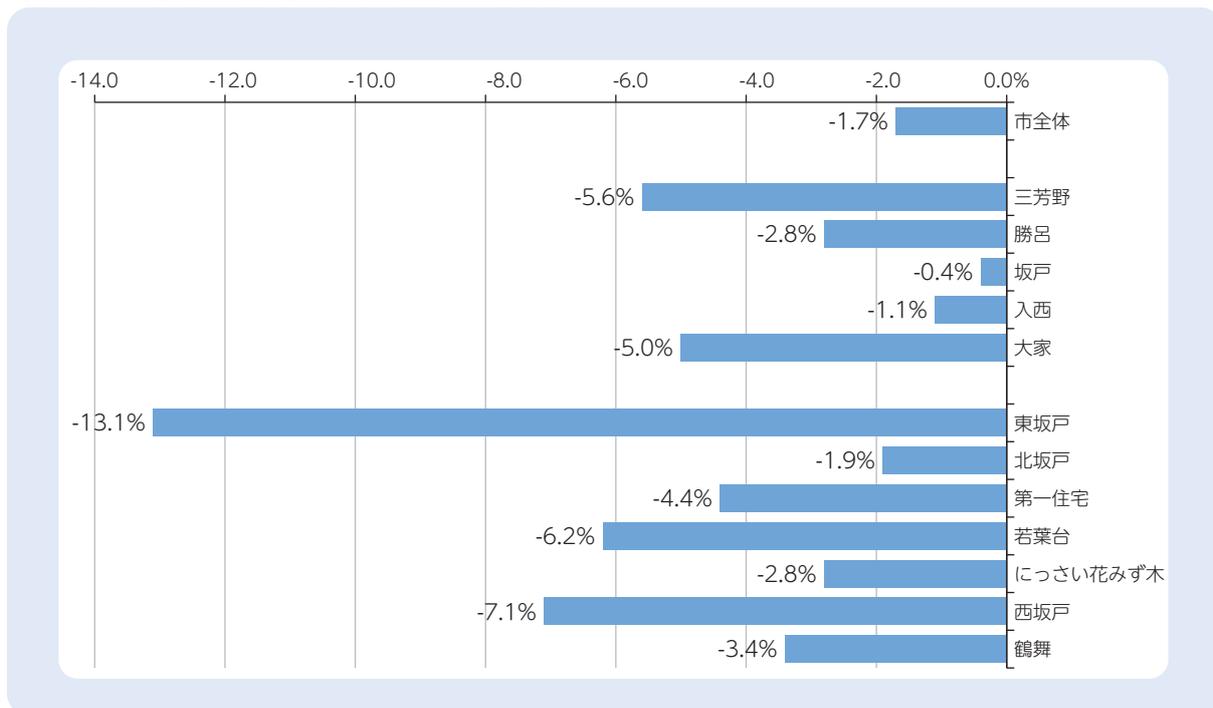
市内の5地域(三芳野、勝呂、坂戸、入西、大家)において、年少人口比率(0~14歳の人口の割合)、高齢化率(65歳以上の人口の割合)、人口減少率に大きな差があり、特に、市内の7団地のうち、につきい花みず木を除く6団地については、少子・高齢化と人口減少の進行が顕著となっています。

坂戸市の地域と団地の人口の状況(年齢3区分割合)



資料：令和6年埼玉県町(丁)字別人口調査

坂戸市の地域と団地の人口減少の状況



資料：平成31年、令和6年埼玉県町(丁)字別人口調査

※平成31(2019)年1月1日現在の人口と令和6(2024)年1月1日現在の人口の比較

2 「しごと」の状況

(1) 就業者数の推移

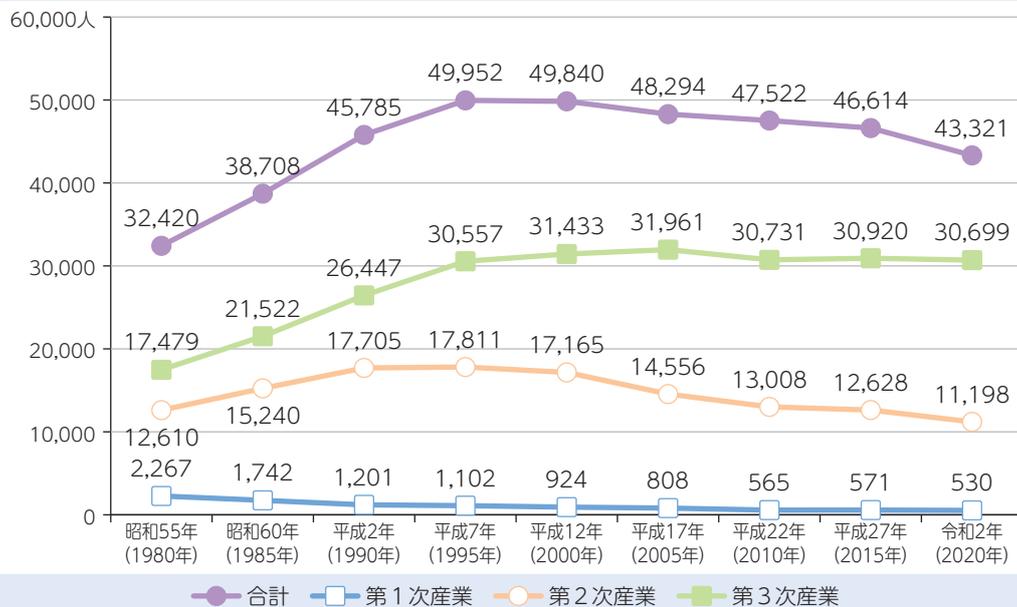
本市の就業者数は、平成7(1995)年の49,952人をピークとして緩やかに減少してきましたが、平成27(2015)年から令和2(2020)年の間に約3,300人、7.1%減少しています。平成7(1995)年以降、第3次産業の従業者数は横ばいで、第1次、第2次産業の従業者数は減少しています。

坂戸市の就業者数の推移



資料：国勢調査

坂戸市の就業者数の推移(産業大分類)

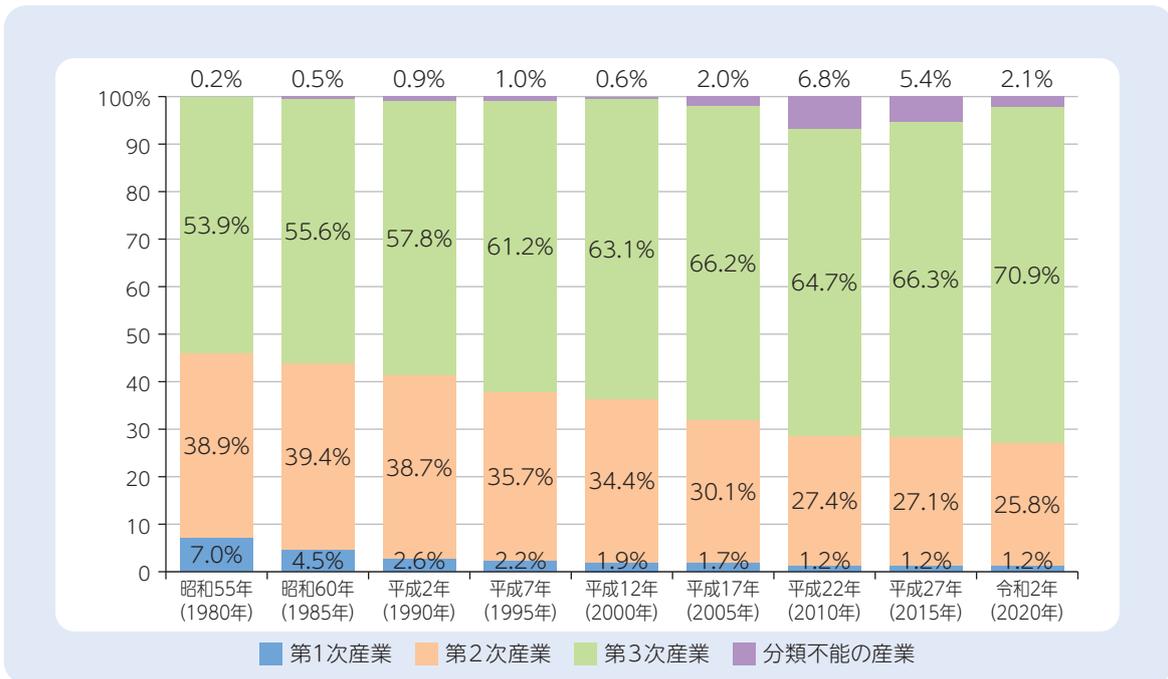


資料：国勢調査

※合計は、分類不能の産業を含む

本市の産業大分類別就業者数の割合としては、第3次産業が増え続けており、令和2(2020)年には70%を超えました。

坂戸市の就業者数の推移(産業大分類割合)



資料：国勢調査

(2)若年者、女性の就業率と失業率の状況

本市の若年者、女性の就業率、完全失業率は、改善傾向にあります。県全体と比較して、就業率が低く、完全失業率は高い傾向にあります。

坂戸市の若年者(20~34歳)、女性(30~39歳)の就業率、完全失業率の推移

	若年者の就業率 (20~34歳)	女性の就業率 (30~39歳)	完全失業率
平成22(2010)年	68.5%	61.0%	7.52%
平成27(2015)年	68.3%	66.7%	5.69%
令和 2(2020)年	72.6%	71.0%	5.84%

資料：国勢調査、「統計からみた埼玉県市町村のすがた2015」「同2020」「同2024」(埼玉県総務部統計課)

埼玉県及び坂戸市の若年者、女性の就業率、完全失業率の状況

	埼玉県	坂戸市	埼玉県と坂戸市の差
若年者の就業率(20~34歳)	79.8%	72.6%	▲7.2ポイント
女性の就業率(30~39歳)	72.7%	71.0%	▲1.7ポイント
完全失業率	3.99%	5.84%	+1.85ポイント

資料：令和2年国勢調査、「統計からみた埼玉県市町村のすがた2024」(埼玉県総務部統計課)

(3) 市内事業所数と従業者数の状況

本市に立地する事業所の数は、3,072事業所です。総従業者数は、31,795人で、うち男性が17,059人であり、女性の14,482人より約2,600人多くなっています。

事業所数は、県全体の1.2%、総従業者数、そのうちの男女数とも、県全体の1.1%を占めています。

埼玉県及び坂戸市の(県内・市内)事業所数と従業者数の状況

	事業所数 (事業所)	総従業者数 (人)	うち男性 (人)	うち女性 (人)
埼玉県	266,768	2,789,750	1,491,371	1,271,687
坂戸市	3,072	31,795	17,059	14,482
県全体に占める割合	1.2%	1.1%	1.1%	1.1%

資料：令和3年経済センサス活動調査

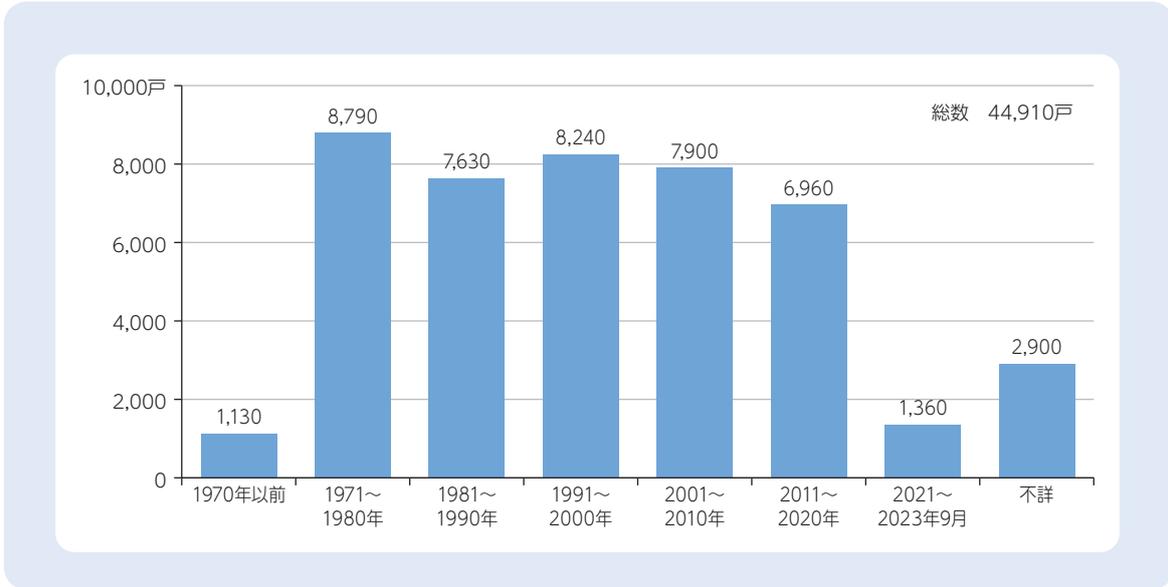
※事業所数には、事業内容不詳の事業所を含み、総従業者数には、性別不詳を含む

3 「まち」の状況

(1) 建築の時期別住宅の状況

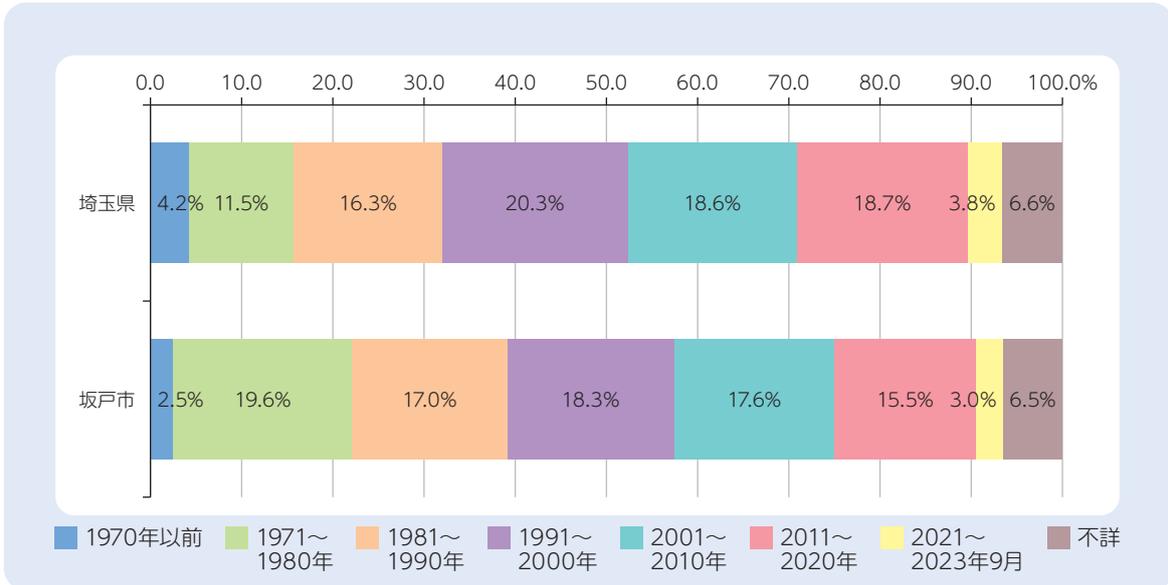
本市には、約45,000戸の住宅があり、昭和46(1971)年から昭和55(1980)年に建築された住宅が多く、埼玉県と比較してもその割合が高くなっています。

坂戸市の建築の時期別住宅の状況



資料：令和5年住宅・土地統計調査
※グラフ内の和暦は省略

埼玉県及び坂戸市の建築の時期別住宅の状況(割合)



資料：令和5年住宅・土地統計調査
※グラフ内の和暦は省略

(2) 空き家の推移

本市の空き家は、徐々に増える傾向が見られ、令和5(2023)年現在、空き家が7,330戸、空き家(その他)が1,470戸あります。

坂戸市の空き家の戸数の推移



資料：住宅・土地統計調査

※空き家(その他)：賃貸・売却用及び二次的住宅を除く空き家

(3) 空き家の状況

本市には、令和5(2023)年現在、1,470戸の空き家(その他)があり、そのうち建物に腐朽・破損のあるものが、300戸あります。

坂戸市の空き家の状況

	空き家(その他)※	うち戸建て
総数	1,470戸(100%)	1,180戸(100%)
うち腐朽・破損あり**	300戸(20.4%)	190戸(16.1%)
うち腐朽・破損なし	1,170戸(79.6%)	990戸(83.9%)

資料：令和5年住宅・土地統計調査

※空き家(その他)：賃貸・売却用及び二次的住宅を除く空き家

**腐朽・破損あり：建物の主要部分(壁・柱・床・梁・屋根等)やその他の部分に不具合があるもの

1 社人研の将来人口推計の推移

国立社会保障・人口問題研究所(以下、「社人研」とする。)の日本の地域別将来推計人口(令和5(2023)年推計)(以下、「社人研令和5年推計」とする。)では、2045年時点で86,507人、2050年時点で84,008人まで減少すると推計されています。しかし、社人研の5年前の推計「日本の地域別将来推計人口(平成30(2018)年推計)」(以下、「社人研平成30年推計」とする。)との比較では、比較可能な各年で、推計値がより大きくなっています。

推計値が上昇したことは、基準年までの人口動向において、自然増減、社会増減のどちらか、または両方において、増加がみられたことを意味します。

※Ⅲ、Ⅳ、Ⅴでは、西暦について和暦の併記は省略する。

社人研の推計の条件

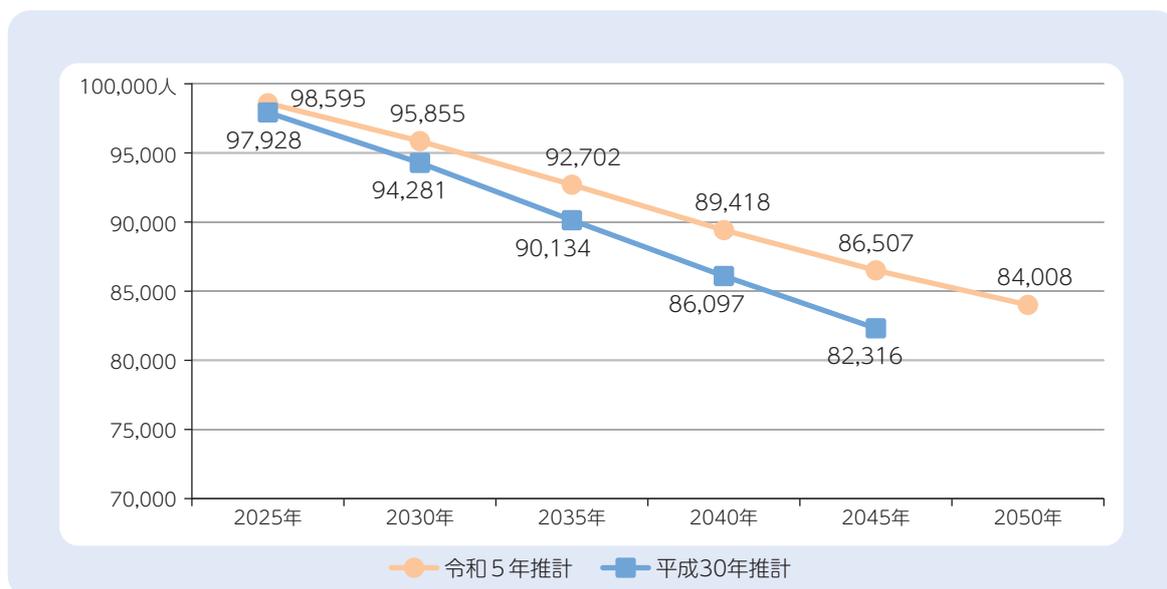
	社人研平成30年推計	社人研令和5年推計
基準年・データ	2015年 国勢調査	2020年 国勢調査
推計期間	2015～2045年の30年間、5年ごと	2020～2050年の30年間、5年ごと
推計方法	コーホート要因法 移動率、生残率、出生率、出生性比等を公的な統計に基づき設定 報告書『日本の地域別将来推計人口－平成27(2015)～57(2045)年－(平成30年推計)』参照	
		日本の地域別将来推計人口(令和5(2023)年推計)－令和2(2020)～32(2050)年推計方法の概要、を参照

坂戸市の将来人口推計(社人研推計)

(人)

	平成30年推計①	令和5年推計②	比較②-①
2025年	97,928	98,595	667
2030年	94,281	95,855	1,574
2035年	90,134	92,702	2,568
2040年	86,097	89,418	3,321
2045年	82,316	86,507	4,191
2050年	—	84,008	—

※網掛けは、②が①より大きい時期



2 展望人口(令和2年3月)の達成の評価

社人研令和5年推計の人口が、展望人口(令和2年3月)を、2050年を除く比較可能な各年で上回っていることから、展望人口を「概ね達成できた」と評価できます。

しかし、社人研令和5年推計の合計特殊出生率は、基準年までの実際の低下を反映しており、展望人口(令和2年3月)が設定した合計特殊出生率と比較してすべての年で低く設定されています。

展望人口(令和2年3月)の達成は、基準年までの社会移動の好調が、合計特殊出生率の低迷の影響を超えて、社人研令和5年推計の推計人口を押し上げたことによると考えられます。

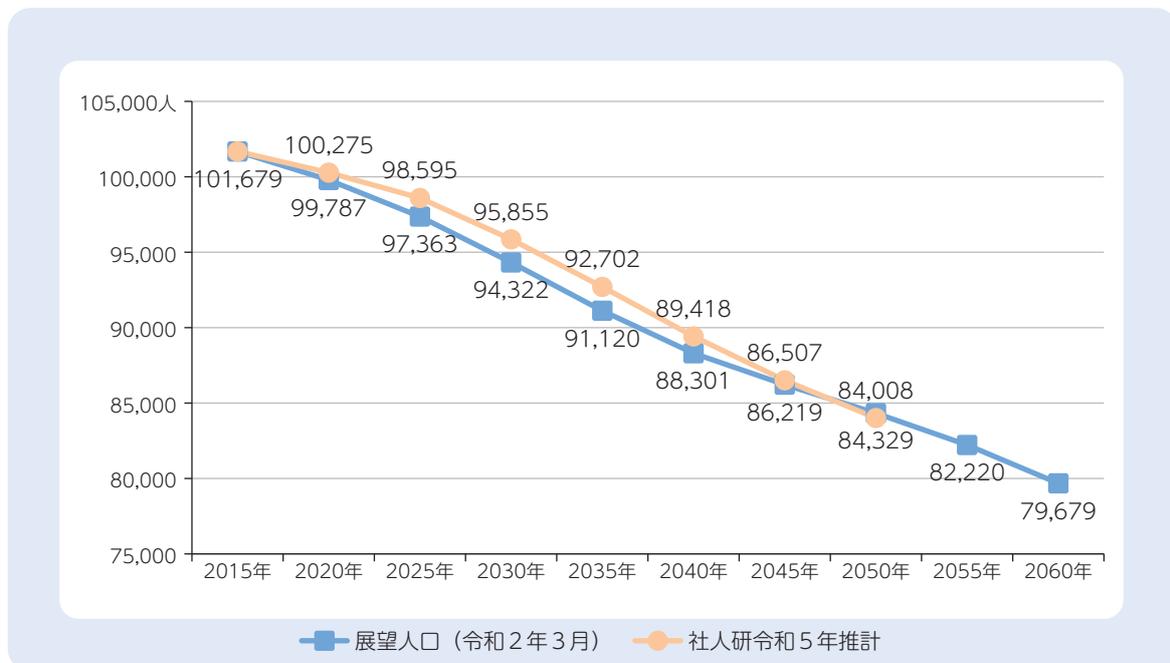
坂戸市の将来人口推計(展望人口と社人研推計)

(人)

合計特殊出生率

	展望人口と社人研推計			合計特殊出生率	
	展望人口 (令和2年3月)①	社人研 令和5年推計②	比較 ②-①	展望人口 (令和2年3月)	社人研 令和5年推計※
2015年	101,679	101,679			
2020年	99,787	100,275	488	1.13	—
2025年	97,363	98,595	1,232	1.42	1.12264
2030年	94,322	95,855	1,533	1.66	1.15400
2035年	91,120	92,702	1,582	1.95	1.18494
2040年	88,301	89,418	1,117	2.10	1.18901
2045年	86,219	86,507	288	2.10	1.19107
2050年	84,329	84,008	▲ 321	2.10	1.19712
2055年	82,220	—	—	2.10	—
2060年	79,679	—	—	2.10	—

※2015年は、国勢調査による実績。網掛けは、②が①を上回る時期。社人研令和5年推計の2025-2050年の合計特殊出生率は、社人研推計の使用子ども女性比を内閣府配布ワークシートの変換式により変換したものと



1 シミュレーションの設定

以下、展望人口の見直しのため、シミュレーションを行います。期間は、2070年までとし、内閣府より配布されたワークシートを利用します。

内閣府ワークシート

基準年	2020年
データ	国勢調査
推計期間	2020～2070年の50年間、5年ごと
推計方法	コーホート要因法
	移動率、生残率、出生率、出生性比等において、社人研令和5年推計を利用 2055～2070年は、2050年の係数を利用 合計特殊出生率、純移動率について、シミュレーションのために入力可能

シミュレーションには、以下のように合計特殊出生率と純移動率を使います。

合計特殊出生率の条件

	高位	中位	低位
	2060年=2.10 (人口置換水準) (展望人口(令和2年3月) の合計特殊出生率)	2060年=1.57 (希望出生率) 2070年=1.80 (少子化社会対策大綱目標)	社人研令和5年推計の合計 特殊出生率(※)
2025年	1.07	1.03	1.12
2030年	1.21	1.10	1.15
2035年	1.35	1.17	1.18
2040年	1.50	1.25	1.19
2045年	1.65	1.33	1.19
2050年	1.80	1.41	1.20
2055年	1.95	1.49	1.20
2060年	2.10	1.57	1.20
2065年	2.10	1.68	1.20
2070年	2.10	1.80	1.20

※社人研令和5年推計で使用する子ども女性比を内閣府ワークシートの変換式で合計特殊出生率に変換し、小数点以下2けたに四捨五入したもの。
2055、2060、2065、2070年は、2050年と同じとする

純移動率の条件

	高位	中位
2020～2070年	社人研令和5年推計の純移動率※	社人研令和5年推計の純移動率×(1-※※)

※ 純移動率は、特定の地域に対する他の地域からの人口の移動がどれほど影響を与えているかを示す指標。

流入人口と流出人口の差が反映され、流入人口が流出人口を上回ると純移動率はプラス、流出人口が流入人口を上回ると純移動率はマイナスとなる。社人研による純移動率の算出方法は、特定の年齢層の人口に対する5年間の純移動数(転入超過数)を、期首の同年齢層の人口で割った値として計算される。

純移動率 = (転入者 - 転出者) / 期首の人口 × 1000

※※合計特殊出生率 中位・純移動率0の場合の人口の各期間の減少率

2020-2025年	2025-2030年	2030-2035年	2035-2040年	2040-2045年	2045-2050年	2050-2055年	2055-2060年	2060-2065年	2065-2070年
3.03%	3.76%	4.38%	4.84%	5.11%	5.22%	5.56%	6.25%	6.90%	7.18%

【合計特殊出生率及び純移動率の条件から算出したシミュレーション結果】

(人)

シミュレーション	1	2	3	4	5	6
合計特殊出生率	高位	中位	低位	高位	中位	低位
純移動率	高位			中位		
2020年	100,275	100,275	100,275	100,275	100,275	100,275
2025年	98,468	98,373	98,587	98,434	98,339	98,553
2030年	95,851	95,497	95,838	95,790	95,437	95,777
2035年	93,083	92,305	92,677	92,992	92,215	92,586
2040年	90,466	89,105	89,388	90,329	88,972	89,252
2045年	88,492	86,365	86,475	88,277	86,161	86,263
2050年	87,335	84,248	83,976	87,002	83,941	83,667
2055年	86,250	82,009	81,237	85,786	81,593	80,828
2060年	85,091	79,433	78,011	84,474	78,897	77,495
2065年	83,839	76,707	74,410	83,044	76,035	73,779
2070年	82,877	74,210	70,703	81,881	73,390	69,956



展望人口の見直し

1 展望人口の特定

以下の理由から、「シミュレーション2」を新たな展望人口とします。

- ・合計特殊出生率の設定について、現状(令和5(2023)年)の0.89からは大幅な上昇が必要となるが、実現可能性があると考えられる数値となっている。
- ・純移動率は現在の水準を維持する。

展望人口は、以下のために利用するものとします。

- ・坂戸市まち・ひと・しごと創生総合戦略の目標とする。
- ・坂戸市まち・ひと・しごと創生総合戦略の効果の検証時に達成の基準とする。
- ・将来の人口により発生する需要や供給(教育・福祉・税収など)を予測する。

2 展望人口の条件

以下のように、希望出生率の達成を目指すよう合計特殊出生率を設定しました。

また、社人研令和5年推計の純移動率を維持することを条件としました。

(2045-2050年の純移動率を2050-2055年、2055-2060年、2060-2065年、2065-2070年にも適用する)

合計特殊出生率

2025年	2030年	2035年	2040年	2045年	2050年	2055年	2060年	2065年	2070年
1.03	1.10	1.17	1.25	1.33	1.41	1.49	1.57	1.68	1.80

希望出生率

(有配偶者割合×夫婦の予定子ども数+独身者割合×結婚を希望する者の割合×独身者の希望子ども数)×離死別等の影響=

$$(33.94\% \times 2.01 \text{人} + 66.06\% \times 84.3\% \times 1.79 \text{人}) \times 0.938 = 1.57 \text{人}$$

資料

有配偶者割合	令和2年国勢調査(死別、離別、不詳を含む)18歳~34歳
夫婦の予定子ども数	第16回出生動向基本調査
独身者割合	令和2年国勢調査 18歳~34歳
結婚を希望する者の割合	第16回出生動向基本調査 女性
独身者の希望子ども数	第16回出生動向基本調査 女性
離死別等の影響	平成28年版少子化社会対策白書

3 展望人口の内容

展望人口の総人口は、2070年に2020年の74%となります。

展望人口の総人口の推移

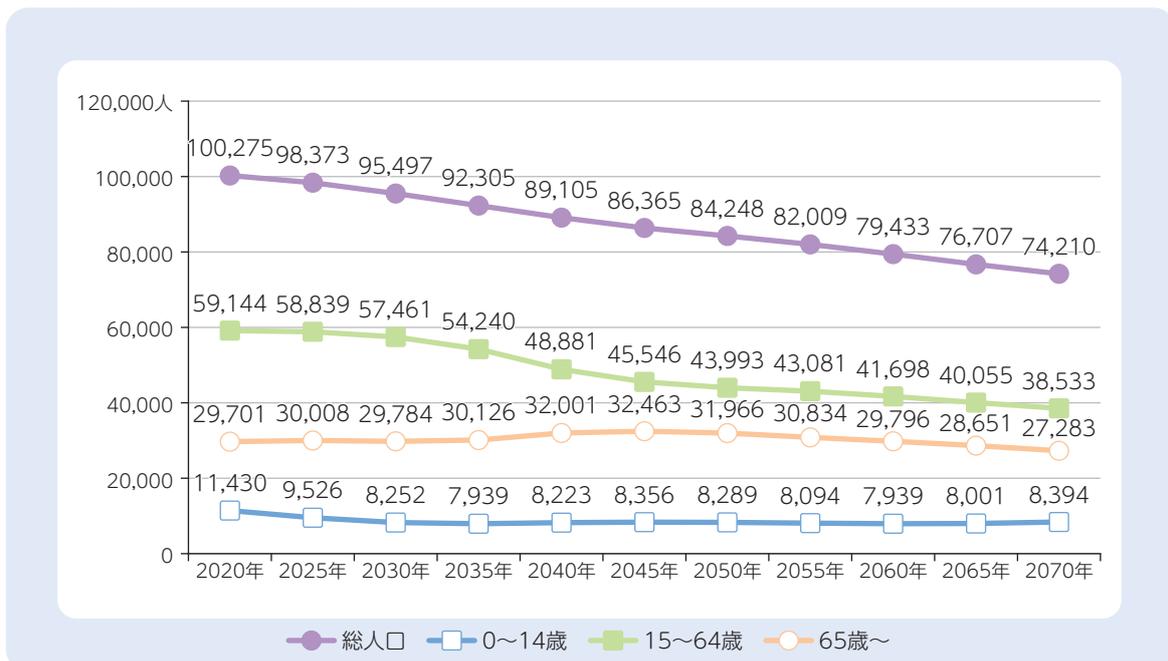
(人、指数 2020年=1.00)

	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年	2050年	2055年	2060年	2065年	2070年
総人口	100,275	98,373	95,497	92,305	89,105	86,365	84,248	82,009	79,433	76,707	74,210
指数	1.00	0.98	0.95	0.92	0.89	0.86	0.84	0.82	0.79	0.76	0.74



展望人口の15～64歳の人口(生産年齢人口)は、2070年まで減少が続きます。

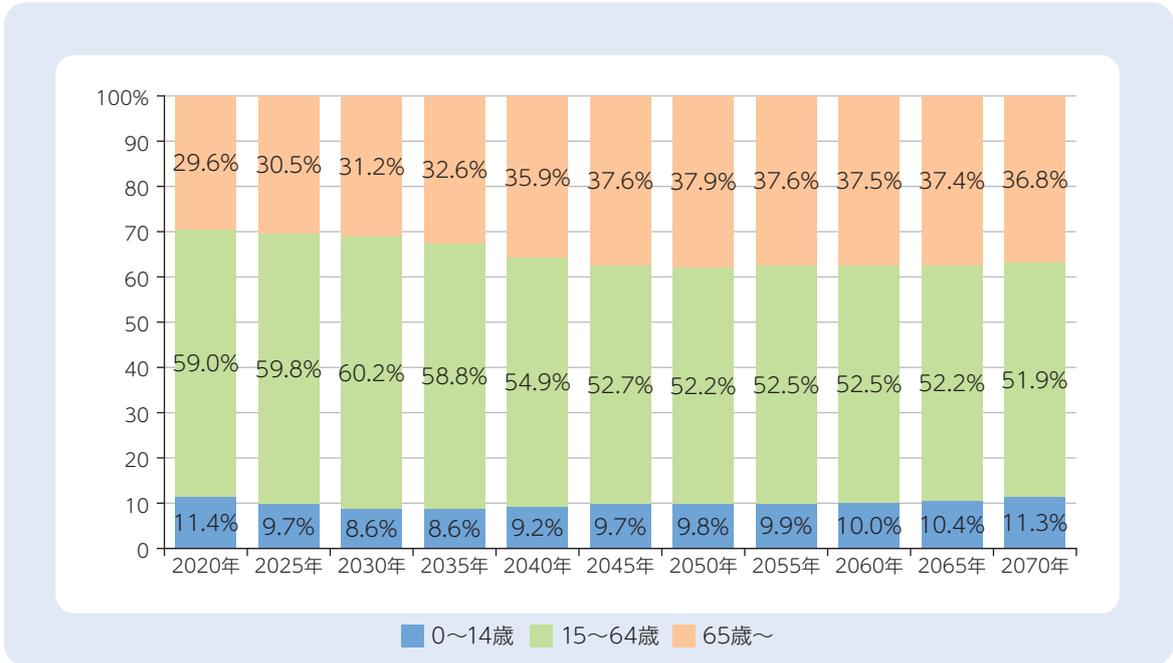
展望人口の推移(年齢3区分)



※各年齢区分の合計が総人口に合致するように調整した。

展望人口の15～64歳の人口(生産年齢人口)の割合は、2020年の59.0%から2050年の52.2%まで減少した後に、横ばいとなります。

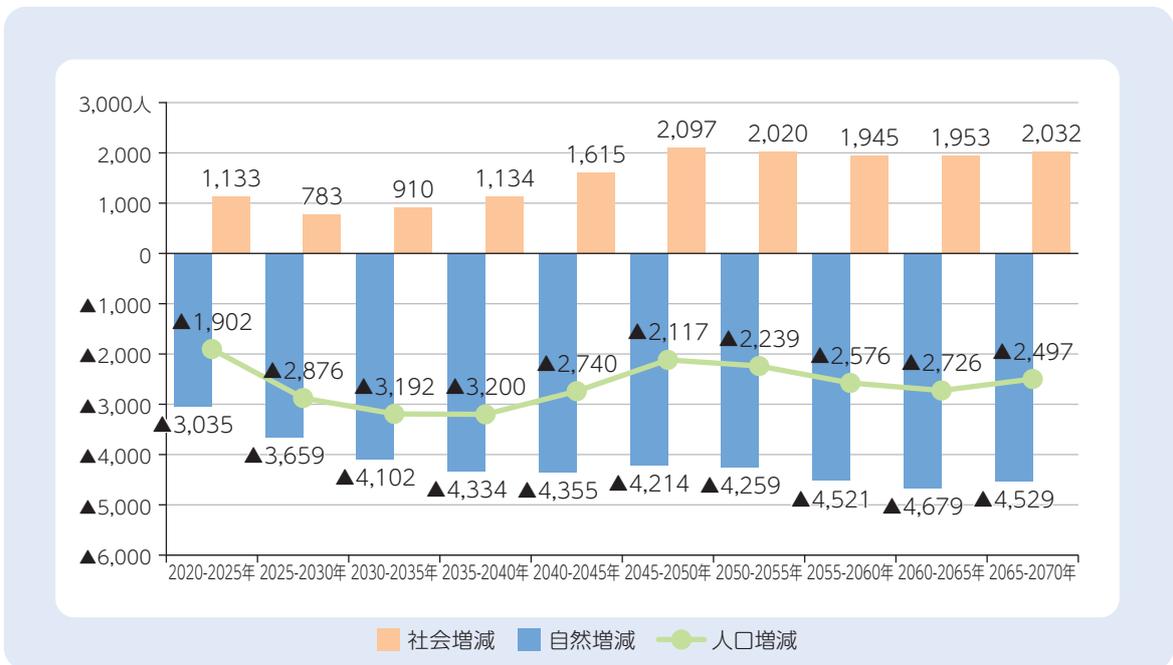
展望人口の推移(年齢3区分割合)



※端数があるため、合計は必ずしも100%にならない。

展望人口は、自然減の減少幅が社会増の増加幅を上回り、人口減少が続きます。

展望人口における人口増減

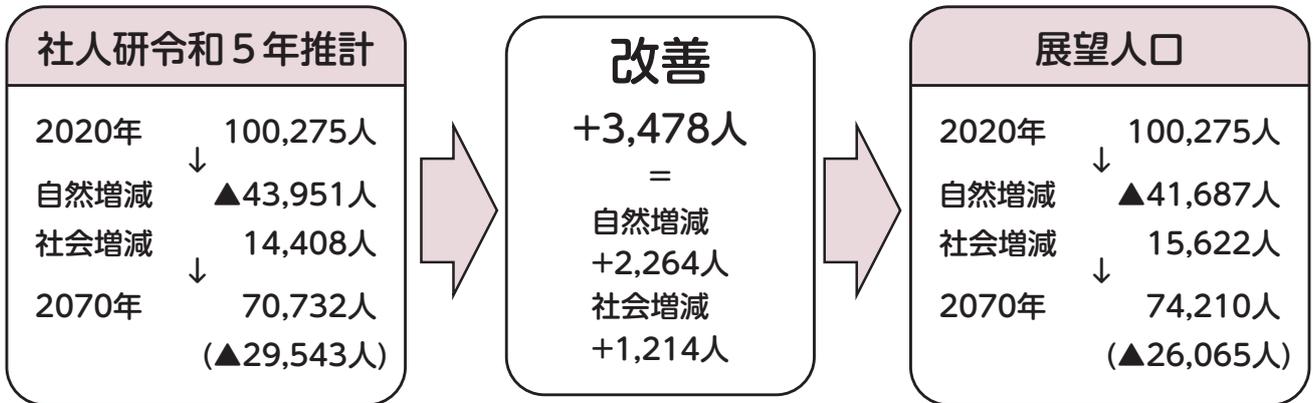


人口増減(人)	自然増減	社会増減	人口増減
2020-2070年	▲ 41,687	15,622	▲ 26,065

※内閣府ワークシートにより推計した各年の人口および封鎖人口を整数化した後、各年の人口増減、自然増減、社会増減を算出し、合計を求めた。

4 社人研推計と展望人口との比較

社人研令和5年推計(※)と展望人口を比較すると、2070年には、展望人口の方が3,478人多く、人口減少が改善することになります。



社人研推計と展望人口との比較

(人)

	社人研令和5年推計			展望人口		
	人口増減	自然増減	社会増減	人口増減	自然増減	社会増減
2020-2025年	▲ 1,682	▲ 2,815	1,133	▲ 1,902	▲ 3,035	1,133
2025-2030年	▲ 2,739	▲ 3,537	798	▲ 2,876	▲ 3,659	783
2030-2035年	▲ 3,150	▲ 4,068	918	▲ 3,192	▲ 4,102	910
2035-2040年	▲ 3,289	▲ 4,463	1,174	▲ 3,200	▲ 4,334	1,134
2040-2045年	▲ 2,907	▲ 4,580	1,673	▲ 2,740	▲ 4,355	1,615
2045-2050年	▲ 2,499	▲ 4,499	2,000	▲ 2,117	▲ 4,214	2,097
2050-2055年	▲ 2,739	▲ 4,599	1,860	▲ 2,239	▲ 4,259	2,020
2055-2060年	▲ 3,230	▲ 4,930	1,700	▲ 2,576	▲ 4,521	1,945
2060-2065年	▲ 3,598	▲ 5,218	1,620	▲ 2,726	▲ 4,679	1,953
2065-2070年	▲ 3,710	▲ 5,242	1,532	▲ 2,497	▲ 4,529	2,032
2020-2070年	▲ 29,543	▲ 43,951	14,408	▲ 26,065	▲ 41,687	15,622

※社人研令和5年推計は、2050年までの推計だが、ここでは、2050年の合計特殊出生率を、2055、2060、2065年、2070年にも適用し、2045-2050年の純移動率を2050-2055年、2055-2060年、2060-2065年、2065-2070年にも適用した場合の、2070年までの推計人口を比較の対象とする。また、社人研令和5年推計は、2070年までの推計のある内閣府ワークシート パターン1(社人研準拠)のデータを利用して推計したものである。



第2部
坂戸市
まち・ひと・しごと
創生総合戦略



I 坂戸市まち・ひと・しごと創生総合戦略について

1 策定の趣旨

急速な少子高齢化に的確に対応し、日本全体、特に地方の人口減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくために、まち・ひと・しごと創生法(平成26年法律第136号)が制定されました。

同法第4条では、地方公共団体が実施すべき施策として、その地方公共団体の区域の実情に応じた自主的な施策を策定し、実施する責務を有すると規定されています。

また、同法第10条では、市町村は、国や都道府県のまち・ひと・しごと創生総合戦略を勘案して、当該市町村の区域の実情に応じたまち・ひと・しごと創生に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めなければならないと規定しています。

国では、現在、総合戦略として「デジタル田園都市国家構想総合戦略(2023改訂版)」を推進していますが、地方創生の取組が10年目を迎えたのを期に、「地方創生10年の取組と今後の推進方向の取りまとめ」令和6(2024)年6月が公表され、令和6(2024)年10月に発足した石破内閣は、地方創生2.0として、地方創生の「再起動」に取り組み、令和6(2024)年12月に「基本的な考え方」が公表されました。

本市においても、令和2(2020)年3月に策定した第2期坂戸市まち・ひと・しごと創生総合戦略の計画期間が令和6(2024)年度をもって満了を迎えることに伴い、坂戸市人口ビジョンを見直した上で、坂戸市まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定するものです。

2 計画の概要

(1) 計画の位置づけ

坂戸市まち・ひと・しごと創生総合戦略は、まち・ひと・しごと創生法の目的や基本理念及び地方創生2.0の「基本的な考え方」に基づきながら、第7次坂戸市総合計画や各種分野別計画と整合したアクションプランとして、重要課題である人口減少に対応するため、各政策分野の枠にとらわれず、特に重点的に取り組む施策を定め、実行するものです。

(2) 計画期間

令和7(2025)年度から令和11(2029)年度までとします。

(3) 計画の基本目標

国の「総合戦略」に掲げられている4つの取組を勘案し、現在の本市における課題を整理したうえで、令和2(2020)年3月に策定した、第2期坂戸市まち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げた基本目標や基本施策等を見直し、新たな4つの基本目標の実現に向けた基本施策と、それに付随する重要業績評価指標を設定しています。

1 勘案すべき国の基本方針、総合戦略等

本市における人口減少の克服を目指す坂戸市まち・ひと・しごと創生総合戦略が勘案すべき、国の「デジタル田園都市国家構想基本方針」、「デジタル田園都市国家構想総合戦略」の基本的考え方、施策の方向及び地方創生2.0の「基本的な考え方」は、以下のとおりです。

(1) デジタル田園都市国家構想基本方針

基本的な考え方～「全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会」を目指して～

デジタル田園都市国家構想は「新しい資本主義」の重要な柱の一つです。地方の社会課題を成長の原動力へと転換し、持続可能な経済社会の実現や新たな成長を目指します。

デジタルは地方の社会課題を解決するための鍵であり、新しい価値を生み出す源泉です。今こそデジタル田園都市国家構想の旗を掲げ、デジタルインフラを急速に整備し、官民双方で地方におけるデジタルトランスフォーメーション(DX)を積極的に推進します。

構想の実現により、地方における仕事や暮らしの向上に資する新たなサービスの創出、持続可能性の向上、Well-beingの実現等を通じて、デジタル化の恩恵を国民や事業者が享受できる社会、いわば「全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会」を目指します。これにより、東京圏への一極集中の是正を図り、地方から全国へとボトムアップの成長を推進します。

(2) デジタル田園都市国家構想総合戦略(2023改訂版)

① 位置づけと基本的考え方

国のデジタル田園都市国家構想総合戦略は、デジタル田園都市国家構想を実現するために、各府省庁の施策を充実・強化し、施策ごとに令和5(2023)年度から令和9(2027)年度までの5か年のKPI(重要業績評価指標)とロードマップ(工程表)を位置づけたものです。

基本的な考え方は、以下の3つです。

- ・「全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会」を目指す。
- ・デジタルの力を活用して地方創生を加速化・深化し、各地域の優良事例の横展開を加速化する。
- ・これまでの地方創生の取組についても、改善を加えながら推進する。

② 地方と国の役割

地方には、「地方版総合戦略」を策定し、その社会課題解決のため、デジタルを活用して、①地方に仕事をつくる、②人の流れをつくる、③結婚・出産・子育ての希望をかなえる、④魅力的な地域をつくるという4つの取組を進めていくことが求められます。

国は、政府一丸となって、地域ビジョンの実現に向けた地方の取組を総合的・効果的に支援していきます。①デジタル基盤の整備、②デジタル人材の育成・確保、③誰一人取り残されないための取組などの「デジタル実装の基礎条件整備」を推進し、地方のデジタル化を支えます。

③ 政策間連携・施策間連携・地域間連携

国においては、各府省庁の政策・施策間の連携をこれまで以上に強化していくことが必要です。

地方においては、同様の社会課題を抱える複数の地方公共団体が連携して、効果的かつ効率的に課題解決に取り組むことが重要です。特に物理的に離れている複数の地方公共団体が、デジタルの力を活用することで、物理的制約を越えて連携することも可能となります。こうした観点から、地方公共団体の枠組みを越えた地域間連携を推進することが重要となります。

デジタル田園都市国家構想総合戦略(2023改訂版)の全体像

令和5年12月26日閣議決定  デジタル田園都市国家構想
DIGINET

総合戦略(2027年度までの5か年計画)の基本的考え方

- 「全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会」を目指す。
- デジタルの力を活用して地方創生を加速化・深化し、各地域の優良事例の横展開を加速化する。
- これまでの地方創生の取組についても、改善を加えながら推進する。

施策の方向

地方の社会課題解決

- ① 地方に仕事をつくる
 - ・ 中小・中堅企業 DX、地域の良質な雇用の創出等、スマート農業、観光 DX 等
- ② 人の流れをつくる
 - ・ 移住の推進、関係人口の創出・拡大、地方大学・高校の魅力向上等
- ③ 結婚・出産・子育ての希望をかなえる
 - ・ 結婚・出産・子育ての支援、少子化対策の推進等
- ④ 魅力的な地域をつくる
 - ・ 地域生活圏、教育 DX、医療・介護 DX、地域交通・物流・インフラ DX、防災 DX 等

国によるデジタル実装の基礎条件整備

- ① デジタル基盤の整備
 - ・ デジタルインフラの整備、デジタルライフライン全国総合整備計画、マイナンバーカードの普及促進・利活用拡大等
- ② デジタル人材の育成・確保
 - ・ デジタル人材育成プラットフォームの構築、職業訓練のデジタル分野の重点化、高等教育機関等におけるデジタル人材の育成等
- ③ 誰一人取り残されないための取組
 - ・ デジタル推進委員の展開、デジタル共生社会の実現等

政策間連携・施策間連携・地域間連携の推進

(3)地方創生2.0

①基本姿勢

今後、人口減少のペースが緩まるとしても、当面は人口・生産年齢人口が減少するという事態を正面から受け止めた上で、人口規模が縮小しても経済成長し、社会を機能させる適応策を講じていきます。

そのために、「人を大事にする地域」、「楽しく働き、楽しく暮らせる地域」を創ります。

災害に対して地方を取り残さないよう、都市に加えて、「地方を守る」ための事前防災、危機管理に万全を期します。

②取組

人口規模が縮小しても経済成長し、社会を機能させる適応策として、以下のような取組を実施します。

- 一極集中をさらに進めるような政策の見直し
- 持てるポテンシャルがまだまだ眠っているそれぞれの地域の経済・社会、これらを支える人材の力を最大限に引き出す政策の強化
- 若者や女性にも選ばれる職場や暮らしを実現する政策の強化
- 都市と地方の新たな結びつき・人の往来を円滑化する政策の強化 など

③基本構想の5本柱

以下の5本柱に沿った政策体系を検討し、令和7(2025)年夏に、今後10年間で集中的に取り組む基本構想を取りまとめます。

- 安心して働き、暮らせる地方の生活環境の創生
- 東京一極集中のリスクに対応した人や企業の地方分散
- 付加価値創出型の新しい地方経済の創生
- デジタル・新技術の徹底活用
- 「産官学金労言」の連携など、国民的な機運の向上

2 本市における施策の方向

(1) 基本目標

東京圏に位置する本市は、これまで人と産業に選ばれ、人口増加や産業立地が続いてきました。一方で、合計特殊出生率は国や埼玉県を下回る状況が続いており、出生と死亡の差である自然減が拡大することで、近年では人口が減少しています。こうした事情を踏まえ、今後見込まれる人口減少の緩和に向けて、若者の結婚・出産・子育ての希望をかなえ(基本目標①)、しごとをつくり(基本目標②)、本市への人の流れをつくること(基本目標③)、そして、誰もが安心して暮らすことができる魅力的な地域をつくること(基本目標④)が必要です。

以上を勘案し、坂戸市まち・ひと・しごと創生総合戦略の基本目標を、以下のように定めます。

「基本目標」

- ① 結婚・出産・子育ての希望をかなえる
- ② しごとをつくる
- ③ 本市への人の流れをつくる
- ④ 時代に合った魅力的な地域をつくる

(2) 基本施策

坂戸市まち・ひと・しごと創生総合戦略の基本目標を達成するため、基本目標ごとの施策の基本的な方向と内容について、以下のように整理します。

基本目標①の「結婚・出産・子育ての希望をかなえる」では、結婚を希望する方に対する出会いの機会の創出、結婚に伴う費用等の負担軽減及び自分の将来をデザインすることへの支援、こどもを持つことを希望する方に対する妊娠や出産に関わる相談や費用等の負担軽減の支援、その他、子育てや教育に対する支援などを行います。

基本目標②の「しごとをつくる」では、新たに働く場を生み出すための産業用地の創出や企業誘致、就労を希望する方に対する支援、市内中小企業や農業事業者が経営を継続していくための支援などを行います。

基本目標③の「本市への人の流れをつくる」では、本市で暮らし続けるための定住支援、就職などで市外に転出した方などが再び本市に戻ってくるための支援、本市への移住などを促進する住環境整備、観光や関係人口なども含め、本市を訪れていただくための積極的な情報発信などを行います。

基本目標④の「時代に合った魅力的な地域をつくる」では、心豊かに暮らすための多世代交流や多文化共生の促進、安全で安心して暮らせる環境づくり、健康づくりや移動しやすいまちづくりなどを行います。

『基本施策の推進における「デジタル・新技術の活用」について』

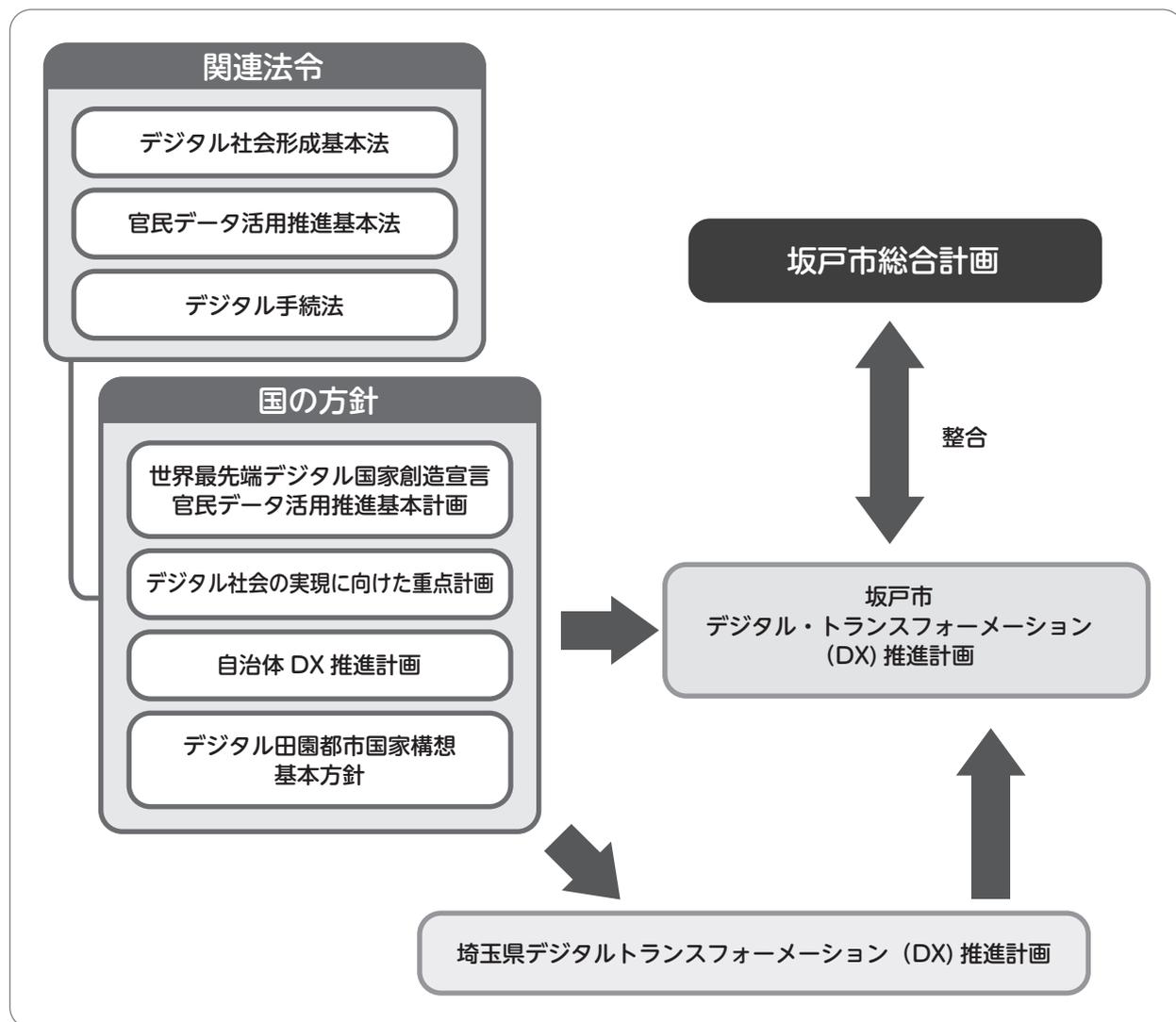
国のデジタル田園都市国家構想総合戦略(2023改訂版)では、地方版総合戦略において社会課題の解決を効果的・効率的に推進するため、地域経済分析システム(RESAS)、地域経済循環分析等の地域経済に関するデータを活用し、エビデンスに基づいた政策を企画立案(EBPM)することが重要であるとされています。

また、国においては、デジタル田園都市国家構想の実現に向け、引き続き、デジタル実装の前提となる3つの取組(ハード・ソフトのデジタル基盤整備、デジタル人材の育成・確保、誰一人取り残されないための取組(デジタル実装の基礎条件整備))を強力に推進するとしていますが、政策の効果を高め、国民が期待しているサービスを提供するためには、デジタル技術を活用して、国・地方が一体的に取組を実施することが必要であり、国・地方・準公共分野を含むデジタル社会のトータルデザインを描く取組や、地方共通のデジタル基盤の検討、マイナンバーの利用拡大に向けた取組など、国と地方公共団体が連携・協力しながら進めていくとしています。

本市では、既に国のデジタル田園都市国家構想基本方針を勘案した「坂戸市デジタル・トランスフォーメーション(DX)推進計画」(令和5年度～9年度)を推進していることから、その計画と整合をとりつつ、行政のデジタル化、地域のデジタル化を進め、4つの基本目標を達成する手段として、デジタル技術の活用を図ります。

地方創生2.0の「基本的考え方」においては、基本構想の5本柱のひとつとして「デジタル・新技術の徹底活用」があげられており、本市におきましても、デジタル技術に加え、ロボットやドローン、自動運転システム、新エネルギーなどの新技術も含めた活用について検討していきます。

坂戸市デジタル・トランスフォーメーション(DX)推進計画の位置付け



1. 共通事項

共通する事項として、行政手続オンライン化の3原則に則り、パソコン、スマートフォン・タブレット端末から手続きが完結するようデジタル技術や新技術の活用を図ります。

デジタル第一原則 (デジタルファースト)	…… 個々の手続・サービスが一貫してデジタルで完結
届出一度きり原則 (ワンスオンリー)	…… 一度提出した情報は二度提出が不要
手続一か所原則 (コネクテッド・ワンストップ)	…… 複数の手続・サービスをワンストップで実現

2. 基本目標ごとのデジタル技術や新技術の活用の方向

基本目標ごとのデジタル技術や新技術の活用の方向を示します。

1 基本目標1 結婚・出産・子育ての希望をかなえる

結婚・出産・子育ての支援については、継続的に必要な情報と支援が必要な方に届くよう、オンラインで双方向のやりとりを可能とするデジタル技術の活用を図ります。

相談については、相談者のニーズに的確に対応したオンラインによる相談を可能とし、相談内容を記録・分析し課題解決につなげるためAIなどの技術を活用します。

保育については、児童の受け渡しや見守り、保護者との連絡にデジタル技術を活用し、職員の負担も軽減した上で安全で質の高い保育を実現します。

学校教育においては、教育の質の向上のため、ICT環境の整備・充実を図ります。

2 基本目標2 しごとをつくる

企業誘致において、企業ニーズに応じて、坂戸市への立地・操業に必要な情報(法的規制、諸手続き、関係機関、取引先候補、交通、気象、地形などに関する情報)をデジタルで提供します。

求職者、創業希望者、中小企業者の支援について、埼玉県・関係機関とも連携し、AIなどの技術を活用して、それぞれのニーズにあったタイムリーな情報提供・相談・支援をオンラインで行います。

このほか、新技術に関連した雇用創出等について検討します。

3 基本目標3 本市への人の流れをつくる

特に若い世代に向けて、結婚・出産・こどもの教育などの相談・支援の充実とともに、整備した住宅地への転居を促すために、民間企業とも連携してホームページ、SNSや動画サイトなどを活用して、買い物や通勤などの暮らしの便利さについて坂戸市の優れた点を周知します。

4 基本目標4 時代に合った魅力的な地域をつくる

自治会組織の地域や防災・防犯情報の入手、組織の運営、市や他組織との連絡・連携のためのデジタル技術の活用を支援します。集会所、地域交流センター等でのデジタル利用環境の整備を促進します。

多文化共生において、外国人住民の方の生活や地域参加を支援・促進するため、AIによる自動翻訳や学習システムを活用します。

このほか、新技術に関連した魅力的な地域づくりについて検討します。

3 第3期坂戸市まち・ひと・しごと創生総合戦略の全体像

坂戸市人口ビジョン

人口のこれまで

2020年(令和2年国勢調査)
 総人口100,275人
 ピークを過ぎて減少局面に
 2015年(平成27年国勢調査)
 より▲1.4%減少
 合計特殊出生率 1.24

人口のこれから

社人研令和5年推計
 2070年に
 70,732人(0.71)
 まで減少

展望人口

合計特殊出生率の改善
 2060年=1.57
 (希望出生率)
 2070年=1.80
 (国の少子化社会対策
 大綱目標)

2070年に74,210人(0.74)

() は 2020 年を 1.00 としたとき

基本目標(数値目標)

1

結婚・出産・子育ての
 希望をかなえる
 (婚姻率)

2

しごとをつくる
 (市内従業者数)

3

本市への
 人の流れをつくる
 (本市への転入者数)

4

時代に合った
 魅力的な地域を
 つくる
 (自主防災組織の組織率)

基本的方向

1-1 結婚の希望をかなえる

1-2 出産の希望をかなえる

1-3 子育ての希望をかなえる

2-1 しごとを呼び込む

2-2 しごとを始める

2-3 しごとを続ける

3-1 さかどで暮らし続ける

3-2 生まれ育ったさかどに帰る

3-3 新たにさかどで暮らす

3-4 さかどに訪れる

4-1 心豊かに暮らせる地域を
 つくる

4-2 安全に暮らせる地域をつくる

4-3 健康的に暮らせる地域を
 つくる

デジタル・新技術の活用

基本的な考え方

第3期坂戸市まち・ひと・しごと創生総合戦略の全体像

坂戸市まち・ひと・しごと創生総合戦略

基本施策

具体的な施策	KPI(重要業績評価指標)
1-1-1 出会いの機会をつくる	恋たま坂戸サポートセンター登録者数
1-1-2 結婚、新生活への負担、コストを軽減する	若者の結婚や奨学金などに対する補助件数
1-1-3 将来を描く支援をする	プレコンセプションケア講座受講者数
1-2-1 妊娠、出産にかかわる相談、支援を充実する	家庭支援事業(新規3事業)の実施状況
1-2-2 妊娠、出産にかかわる負担、コストを軽減する	不妊治療等の費用に対する助成件数
1-3-1 質の高い保育を提供する	保育園及び学童保育所の待機児童数
1-3-2 子育てにかかわる相談、支援を充実する	要保護児童対策地域協議会ケースのうち、児童虐待における程度が中度以上で、児童相談所が関与しているケースの件数
1-3-3 子育てに伴う負担、コストを軽減する	ファミリー・サポート・センター協力会員数
1-3-4 質の高い教育を提供する	埼玉県学力・学習状況調査における国語及び算数・数学の学力を伸ばした児童生徒の割合
1-3-5 教育に伴う負担、コストを軽減する	教育に係る補助事案件数
2-1-1 企業誘致に必要な産業用地を創出する	新たに整備する産業用地で発生する被雇用者数
2-1-2 企業進出を促進する	工場誘致条例の条件を満たす工場等の誘致件数
2-2-1 市内での創業を支援する	創業経営発達支援事業による創業支援者数
2-2-2 市民の雇用と収入を増やす	① ふるさとハローワークの就職率 ② 内職相談室のあっせん率
2-2-3 若者及び女性の就労を支援する	①若者(20～34歳)の就業率 ②子育て世代の女性(30～39歳)の就業率
2-3-1 中小企業の経営を支援する	①中小企業融資申請件数 ②認定農業者数
3-1-1 若い世代に市内への定住を促進する	18歳から39歳までの人口
3-2-1 親世代との近居、同居を促進する	多世代同居等の推進件数
3-3-1 新たな住民を外から呼び込む	本市への転入者数
3-3-2 時代に合った住環境を整える	片柳土地区画整理事業による ①密集市街地が改善された割合②施行区域内の人口
3-3-3 住宅用地を創出する	空き家に係る住宅・土地の利活用件数
3-4-1 市の魅力を発信する	観光入込客数
4-1-1 多世代交流を促進する	自治会加入率
4-1-2 地域課題の解決を支援する	坂戸市公益活動団体の登録数
4-1-3 多文化共生を推進する	日本語教室への参加者数
4-2-1 安全で安心な暮らしを支援する	自主防災組織の組織率
4-3-1 市内大学との連携を強化する	葉酸関連講座参加者数
4-3-2 出歩きたくなるまちをつくる	市民バス利用者数

Ⅲ

基本目標及び施策

1 基本目標 1 結婚・出産・子育ての希望をかなえる

基本的方向 1-1 結婚の希望をかなえる

結婚を希望する若い世代が、経済的な困難や情報の不足により結婚をあきらめることなく希望を実現できる環境をつくります。

具体的な施策

- 1-1-1 出会いの機会をつくる
- 1-1-2 結婚、新生活への負担、コストを軽減する
- 1-1-3 将来を描く支援をする

基本的方向 1-2 出産の希望をかなえる

出産を希望する若い世代が、収入や相談機会の不足等により、妊娠、そして出産をあきらめることなく、希望どおりの人数のこどもを持てるよう支援をします。

具体的な施策

- 1-2-1 妊娠、出産にかかわる相談、支援を充実する
- 1-2-2 妊娠、出産にかかわる負担、コストを軽減する

基本的方向 1-3 子育ての希望をかなえる

子育ての負担や不安、孤立感等を和らげ、子育ての楽しさや喜びを実感し、一人ひとりの希望を実現する環境の整備・充実を目指します。

保育、教育を取り巻く環境の変化に対応しながら、両親等が多様な働き方の実現等に向け安心してこどもを預けられる環境の実現、こどもが主体的に学ぶ姿勢や確かな基礎学力、自立する力を育み、豊かな成長を支える教育環境の実現を目指します。

具体的な施策

- 1-3-1 質の高い保育を提供する
- 1-3-2 子育てにかかわる相談、支援を充実する
- 1-3-3 子育てに伴う負担、コストを軽減する
- 1-3-4 質の高い教育を提供する
- 1-3-5 教育に伴う負担、コストを軽減する

数値目標

婚姻率 3.1(令和4年) → 3.5(令和11年)

1-1-1 出会いの機会をつくる

● 現状と課題

少子化は、非婚化・晩婚化等が大きな要因であると指摘されています。

本市は、合計特殊出生率が国、埼玉県と比較して低く、未婚率が高いという特徴があります。

新型コロナウイルス感染症の流行などにより、若者を取り巻く情報や人間関係が変化し、交際や結婚につながる出会いの機会が減少しています。

婚姻の選択は、個人の価値観を尊重すべきですが、その中でも出会いの場を提供するなど、結婚を希望する方がその機会に恵まれる環境を整えることも大切です。

● 取組の方向性

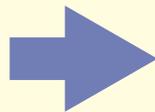
埼玉県が主体となって運営するSAITAMA出会いサポートセンター（恋たま）のサテライトセンターとなる「恋たま坂戸サポートセンター」を運営し、マッチングシステムを活用した婚活支援や、結婚に関する相談等を展開するとともに、セミナーや出会いの場である婚活イベントを開催します。

また、本市を含む近隣市町で構成する、川越都市圏まちづくり協議会（レインボー協議会）などの広域連携の仕組みも活用しながら、結婚を希望する方の婚活を支援します。

● KPI(重要業績評価指標)

恋たま坂戸サポートセンター登録者数

現状値
(令和5年度)
241人



目標値
(令和11年度)
680人

1-1-2 結婚、新生活への負担、コストを軽減する

● 現状と課題

日本学生支援機構が実施した「学生生活調査」（令和4(2022)年度)によると、奨学金受給者率は大学昼間部で55%であり、1990年代半ばまでの20%程度から、この30年で2倍以上に増えています。

また、単身世帯の所得が伸び悩み、若年層は結婚して家庭を持つ選択が難しくなっていると指摘されています。※

若者は、奨学金の返済などの経済的な不安を抱えているため、若者にとって、結婚などの大きな支出を伴うライフイベントに対する、経済的な不安を軽減するとともに、新婚世帯の移住及び定住を促すことで、本市で家庭を持つ機運を醸成する必要があります。

● 取組の方向性

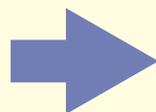
奨学金の返済支援などの支援策を通じて、就職後数年間の収入が多くない時期に抱えがちな、生活、結婚、こどもを持つことに対する、若者の経済的な不安を軽減するための支援を行います。

また、結婚を機に本市に居住する新婚世帯に対し、住居取得費や引越に係る費用を補助します。

● KPI(重要業績評価指標)

若者の結婚や奨学金などに対する補助件数

現状値
(令和5年度)
20件／年度



目標値
(令和11年度)
600件／累計
(令和7年～11年度)

※「日本経済2021-2022 成長と分配の好循環実現に向けて」令和4年2月
内閣府政策統括官(経済財政分析担当)

1-1-3 将来を描く支援をする

● 現状と課題

デジタル技術の発展により、多くの情報が得られるため、働き方、家族構成や性への考え方が多様化しています。

人生設計は、本人の意思が最も尊重されるべきことを前提としながらも、中学生、高校生の時には働き方、大学生、社会に出た若者には働き方、結婚・出産など、人生にどのような選択肢があるのか認識して選択する知識と能力を養うことが求められています。

● 取組の方向性

進路学習、家庭科などの授業を通して、自分の進路や家族、家庭などについて考える機会を設けます。

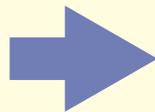
また、保健体育などの授業を通して、体と心の変化を正しく理解し、生涯にわたって心身の健康の保持増進とともに、豊かな生活を実現できるようにします。

このほか、若者を対象に、将来の妊娠・出産などのライフプランを考え、自らの生活や健康に向き合っていくプレコンセプションケア(※)の啓発活動や出前講座等を実施します。

● KPI(重要業績評価指標)

プレコンセプションケア講座受講者数

現状値
(令和5年度)
0名



目標値
(令和11年度)
850名

※プレコンセプションケア

将来の妊娠・出産などのライフプランを考え、自らの生活や健康に向き合うこと。

1-2-1 妊娠、出産にかかわる相談、支援を充実する

● 現状と課題

核家族化の進行や地域コミュニティの希薄化などを背景に、家庭や地域において妊娠や出産にかかわる支援を受けることが難しくなっています。

また、若年妊娠や望まない妊娠などは、児童虐待につながるリスクが高く、妊娠初期からの支援が必要であるなど、妊娠、出産期を通じて妊婦やその配偶者、家族に寄り添い、相談や支援が提供できる体制の整備・充実が求められています。

● 取組の方向性

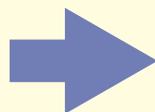
児童福祉法等の改正により、母子保健と児童福祉の一体的な相談支援を行う機関として、令和6(2024)年4月に設置した「こども家庭センター」において、安心して妊娠・出産・子育てができるよう、妊産婦及び乳幼児の健康の保持・増進に関する包括的支援や出産後のこどもと子育て家庭の福祉に関する包括的支援を、切れ目なく提供します。

家庭支援事業は、令和4(2022)年の児童福祉法の改正により、子育て世帯訪問支援事業(訪問による生活の支援)、次世代育成支援拠点事業(学校や家以外のこどもの居場所支援)、親子関係形成支援事業(親子関係の構築に向けた支援)が新たに創設され、当該3事業の整備を計画的に進めることで、支援を充実させます。

● KPI(重要業績評価指標)

家庭支援事業(新規3事業)の実施状況

現状値
(令和6年9月)
0事業



目標値
(令和11年度)
3事業

1-2-2 妊娠、出産にかかわる負担、コストを軽減する

● 現状と課題

妊娠、出産にかかわる支出の負担が、こどもを持つことをためらう一因となっていると考えられます。

出産に必要な費用については、国が行う出産育児一時金の支給などの支援制度がありますが、出産費用の上昇もあり、充分とは言えない状況です。

また、不妊治療については、令和4(2022)年4月から医療保険の適用となりましたが、治療を受ける方は、精神的、身体的、経済的な負担などを抱え、治療が長期化すると負担が重く、大きくなることも懸念されることから、支援が求められています。

● 取組の方向性

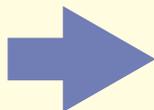
妊娠や出産に対する不安について、専門的な知識を持つ保健師等が相談を受け、適切に対応します。

また、医療保険適用の不妊治療に対する治療費の一部助成や、夫婦共に受けた早期不妊検査及び不育症検査費の一部を助成するなど、経済的な負担を軽減するため支援します。

● KPI(重要業績評価指標)

不妊治療等の費用に対する助成件数

現状値
(令和5年度)
23件



目標値
(令和11年度)
40件

1-3-1 質の高い保育を提供する

● 現状と課題

共働き世帯の増加や働き方の多様化により、保育のニーズは依然として高い状況にあります。近年、こどもを保育園に預けるにあたり、各地で登降園時における事故が起きていることから、こどもの出欠確認の重要性が増しており、登降園時の安全性及び確実性を高める必要があります。

また、小学校入学後において、本市では、保護者が就労等により昼間家庭にいない場合、家庭に代わる安全な生活の場を確保し、適切な遊びや指導を行うことで児童の健全育成を図る学童保育所を運営していますが、利用者の増加や市民ニーズの多様化に対応し、利用者サービスを向上させる必要があります。

● 取組の方向性

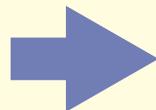
公立保育園において、園児の登降園状況をリアルタイムで把握可能な機能や、保護者との連携や利便性を高める機能などを備えた総合的なICTシステムを導入、運用することで、安全・安心な保育環境を確保します。

また、学童保育所の適正な管理、運営をするため、指定管理者を選定し、事業を実施するとともに、多様化する保育ニーズに対し、民間の活力・ノウハウにより利用者のサービス向上を図り、引き続き、新たに待機児童を発生させないよう、事業者と調整しながら、効率的に運営します。

● KPI(重要業績評価指標)

保育園及び学童保育所の待機児童数

現状値
(令和5年度)
0人



目標値
(令和11年度)
0人

1-3-2 子育てにかかわる相談、支援を充実する

● 現状と課題

核家族化の進行や、地域コミュニティの希薄化、共働き家庭の増加に加え、物価上昇や実質賃金の低下による経済的不安など、子育て世帯を取り巻く環境が大きく変化する中、児童虐待の増加などの深刻な問題も顕在化しています。

このような状況を背景に、ワンオペ育児など、子育ての孤立が懸念されている状況であり、安心して気軽に相談できる場所や、子育て家庭が交流できる場所が求められています。

● 取組の方向性

すべての子育て家庭が安心して子育てができるよう、こども家庭センター及び家庭児童相談室において、母子保健と児童福祉の一体的な相談支援や、育児や家庭環境、養育上の問題などに関する包括的な相談支援を実施します。

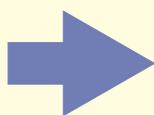
また、各児童センターにおいては、幼児や保護者を対象とした子育て支援事業を行うとともに、各種講座や季節に応じた伝統行事イベントを実施するなど、児童健全育成事業を充実させます。

このほか、乳幼児親子が交流する場として、つどいの広場を拡充し、子育てについての相談、情報の提供、助言等により支援します。

● KPI(重要業績評価指標)

要保護児童対策地域協議会ケースのうち、児童虐待における程度が
中度以上(※)で、児童相談所が関与しているケースの件数

現状値
(令和6年9月)
12件



目標値
(令和11年度)
7件

※虐待におけるランク表：ランクA+(生命の危険あり)・A(重度)・B(中度)

1-3-3 子育てに伴う負担、コストを軽減する

● 現状と課題

本市が令和5(2023)年度に実施した「子育て支援に関するアンケート調査」において、子育てに伴う経済的負担や育児負担が産産をためらう要因となっていることが推察されます。

国、埼玉県で子育て家庭に対する経済的支援策やサービスの拡充が行われていますが、本市においても同様に地域の実情にあった、きめ細かな支援を行い、子育ての負担軽減やサービスの充実が求められています。

● 取組の方向性

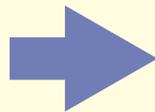
こども医療費の支給や児童手当の支給等を行うことで、子育て家庭の経済的負担を軽減します。

また、育児の援助を受けたい人(利用会員)と行いたい人(協力会員)による会員組織である「さかどファミリー・サポート・センター」を業務委託により運営することで、少ない負担で利用が可能な、地域における育児の相互援助活動を推進するなど、育児負担を軽減させます。

● KPI(重要業績評価指標)

ファミリー・サポート・センター協力会員数

現状値
(令和5年度)
103人



目標値
(令和11年度)
115人

1-3-4 質の高い教育を提供する

● 現状と課題

本市では、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を行うとともに、外国語教育やICTを活用した教育を推進しており、施設においても、小中学校の校舎等の改修工事やエアコン整備など、児童生徒の教育環境の改善に努めています。

教育を取り巻く環境は変化し続けており、今後も、グローバル化や情報化等、社会の構造的な変化に対応した取組や、地域と連携した教育活動の活性化など、新たな取組の深化が求められます。

● 取組の方向性

市内小中学校において、基礎的・基本的な知識・技能の習得と、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力を養うことを重視し、自ら学び、考える力を育成します。

また、校外学習、修学旅行、運動会・体育祭等の体験的な活動を通して、集団への所属感や連帯感を深めながら、多様な他者と協働していく力を育てます。

市内小中学校にALTを配置するとともに、市内中学校全生徒に、実用英語技能検定を受験する機会を設けます。

学校におけるICT環境の整備・充実を図り、教育の質を向上させます。

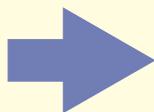
学校生活の中で言語において指導が必要と思われる児童生徒等を対象に、非常勤講師を派遣し日本語指導等を行います。

学校と地域の連携・協働体制を構築するために、地域における体験活動等の取組など、保護者・地域住民・大学等と連携し、こどもたちの豊かな成長を支える仕組みを整備します。

● KPI(重要業績評価指標)

埼玉県学力・学習状況調査における
国語及び算数・数学の学力を伸ばした児童生徒の割合

現状値
(令和6年度)
国語 64%
算数・数学 63%



目標値
(令和11年度)
国語 70%
算数・数学 70%

1-3-5 教育に伴う負担、コストを軽減する

● 現状と課題

国では、幼児期から高等教育段階まで切れ目のない教育費負担の軽減を目指す取組を行っています。市町村は、より地域の実情にあった、きめ細かな支援を行い、保護者の負担感を軽減することが求められます。

● 取組の方向性

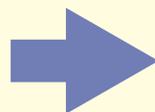
給食費の無償化等による保護者の費用負担を軽減します。

その他、部活動の推進のため、部活動指導員及び部活動外部指導員の派遣、各種大会出場費等の補助をするとともに、備品及び消耗品を購入します。

● KPI(重要業績評価指標)

教育に係る補助事業件数

現状値
(令和6年度)
2件



目標値
(令和11年度)
3件以上

2 基本目標2 しごとをつくる

基本的方向 2-1 しごとを呼び込む

産業基盤の整備を行い、工業・流通機能の集積や幹線道路の沿線にふさわしい都市空間の創出を図り、企業進出を促進します。

具体的な施策

- 2-1-1 企業誘致に必要な産業用地を創出する
- 2-1-2 企業進出を促進する

基本的方向 2-2 しごとを始める

市内での創業と、若者及び女性の就労を支援し、市民の雇用と収入を増やすことを目指します。

具体的な施策

- 2-2-1 市内での創業を支援する
- 2-2-2 市民の雇用と収入を増やす
- 2-2-3 若者及び女性の就労を支援する

基本的方向 2-3 しごとを続ける

融資制度を活用し、中小企業の経営を支援します。
補助制度等を活用し、農業者の営農を支援します。

具体的な施策

- 2-3-1 中小企業の経営を支援する

数値目標

市内従業者数 31,795人(令和3年)→33,500人(令和11年)

2-1-1 企業誘致に必要な産業用地を創出する

● 現状と課題

本市には、富士見工業団地、にっさい工業団地等があり、整備された用地に多くの企業が立地しています。交通アクセスの利便性や防災面での安全性の高さから企業の生産・物流拠点として多くの企業に選ばれています。

平成25(2013)年に供用開始された坂戸西スマートIC周辺に産業団地が整備され、物流関連の企業が進出するなど、道路アクセスの利便性を活かした企業誘致を推進してきました。

首都圏中央連絡自動車道沿線など関越自動車道や東北自動車道へのアクセスのよい産業用地には、今後も高い需要が見込まれます。

現状では、市内の工場用地に限りがあり、戦略的な企業誘致の展開が困難な状況です。

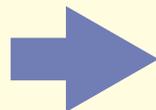
● 取組の方向性

周辺環境と調和を図りながら、坂戸IC周辺における産業基盤づくりを推進します。また、国道407号西側の片柳地区周辺における産業基盤づくりを推進します。

● KPI(重要業績評価指標)

新たに整備する産業用地で発生する被雇用者数

現状値
(令和5年度)
0人



目標値
(令和11年度)
1,000人

2-1-2 企業進出を促進する

● 現状と課題

坂戸市周辺では、首都圏中央連絡自動車道の県内全線開通により高速道路の広域アクセス性が飛躍的に向上し、民間事業者、埼玉県等により多くの産業団地が整備され、多くの企業が立地しました。

企業の立地は、雇用の創出に伴う社会移動が期待できるほか、税収の増加につながります。今後、生産年齢人口の減少による個人住民税の減収が予想されるため、企業進出の促進は、自主財源を確保する方策としても重要です。

周辺の自治体において企業誘致を積極的に進めており、本市独自の施策により企業進出を促進する必要があります。

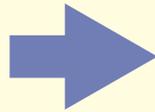
● 取組の方向性

本市で操業する企業を増やすことで、新たな雇用創出につながることから、工業誘致条例に定める工場等設置奨励金及び雇用促進奨励金を活用し、整備される産業用地に、優良な企業を誘致します。

● KPI(重要業績評価指標)

工場誘致条例の条件を満たす工場等の誘致件数

現状値
(令和5年度)
1件



目標値
(令和11年度)
1件

2-2-1 市内での創業を支援する

● 現状と課題

多種多様な店舗があることにより、多くの人が集まり賑わいが生まれますが、若者を中心とした住民の都市部への流出などが影響し、地方を中心に商店街の衰退が問題となっています。

本市の商店街においては、経営不振や高齢化による廃業が増加していることから、商業の活性化と空き店舗の利活用が求められています。

● 取組の方向性

商店や商店街の魅力向上に向けた取組への支援や、商店街の環境施設整備、空き店舗の活用等により、商業を活性化させます。

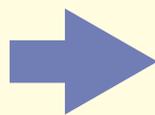
市内の空き店舗等を活用して創業する者に対して、店舗等の改修費及び賃借料の一部を助成し、創業間もない事業者を支援します。

また、坂戸市商工会と連携し、創業者を支援します。

● KPI(重要業績評価指標)

創業経営発達支援事業による創業支援者数

現状値
(令和5年度)
4人／年度



目標値
(令和11年度)
25人／累計
(令和7年～11年度)

2-2-2 市民の雇用と収入を増やす

● 現状と課題

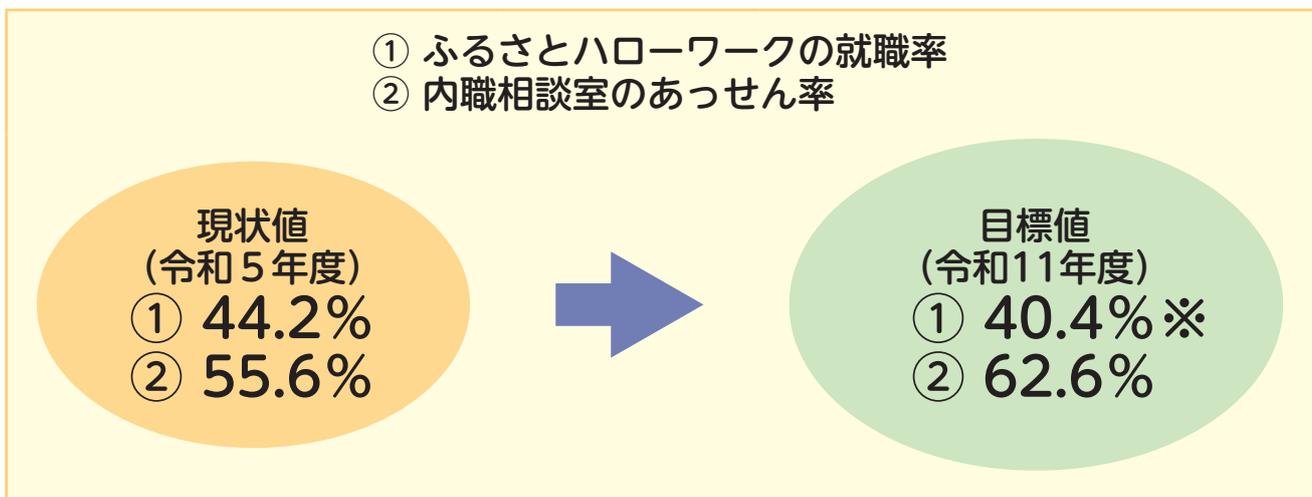
本市における、年度別の一人当たり雇用者報酬は、新型コロナウイルス感染症の影響による落ち込みからは回復しつつあるものの、依然として県全体や近隣市町よりも低い水準にあります。また、失業率は、県平均に比べ高い傾向にあります。

今後、少子高齢化が進行すると生産年齢人口が減少し、高齢者人口が増加することから、就労が可能な方や、働く意欲のある方が、各々の希望に沿った職業に就くことが、地域の活力維持や支援を必要とする人を支えていくうえで重要になります。

● 取組の方向性

ふるさとハローワークにおいて、求人情報の提供や就業に向けた相談の実施により、働きたい方の希望に沿った職業に就くことを支援します。また、内職相談により、家内労働を希望する方に内職をあっせんします。

● KPI(重要業績評価指標)



※ふるさとハローワークの就職率の算定見直しにより、令和6(2024)年度から厳格化されたため、目標値が現状値より下がっている。

2-2-3 若者及び女性の就労を支援する

● 現状と課題

本市は、若者及び女性の就業率が県平均に比べ低い水準にあります。仕事をしていない方の中にも、就労意欲のある方や、働きたいが希望にあった仕事が見つからない方など、様々な環境や事情が背景にあることから、一人でも多くの方が、希望に沿った仕事に就けるよう支援し、若者及び女性に選ばれる地域づくりが求められます。

● 取組の方向性

若者、子育て世代の女性に、ハローワーク川越主催の就職面接会や埼玉県女性キャリアセンター、マザーズハローワーク・マザーズコーナーの紹介などを行うことにより就職を支援します。

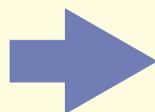
女性センターにおいては、子育てが落ち着き就労を考えている方や、新たな仕事を希望する方を対象とした講座を開催します。

ひとり親世帯を対象とした資格取得や学校に通う費用の一部を助成するなど、リスキリングによる再就職等を支援します。

● KPI(重要業績評価指標)

- ① 若者(20～34歳)の就業率
- ② 子育て世代の女性(30～39歳)の就業率

現状値
(令和2年度)
① 72.6%
② 71.0%



目標値
(令和11年度)
① 80%
② 73%

2-3-1 中小企業の経営を支援する

● 現状と課題

日本の中小企業は、売上高が新型コロナウイルス感染症の影響による落ち込みから回復する一方で、企業活動や生産量の拡大に必要な人手が不足していることや、経常経費である原材料やエネルギー価格の高騰が進んでいます。

今後、就業者数が増加するか不透明な中では、生産性を高めていくことが重要であり、デジタル技術の活用や設備の刷新等による省力化や高付加価値化のための投資が求められます。

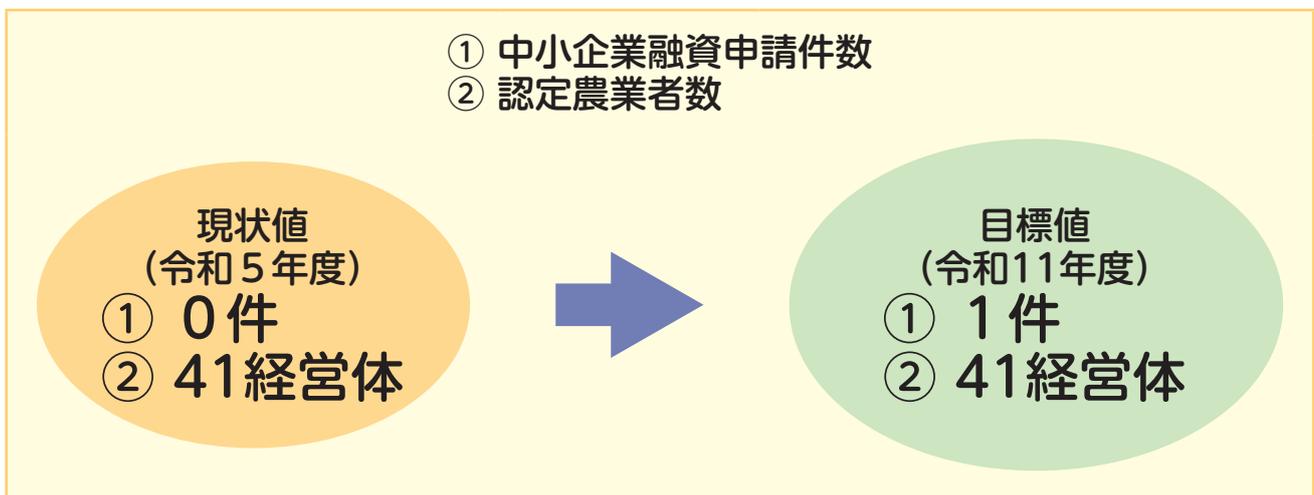
また、本市の第一次産業の就業者の割合は、7.0% (昭和55(1980)年)から1.2% (令和2 (2020)年)にまで減少していますが、その中心は農業であり、今後、農家の高齢化が進む中、営農意欲のある担い手に農地の集積・集約を進めるとともに新規就農者等を育成することが必要です。

● 取組の方向性

市内中小企業者の設備投資や運転資金を確保する際に利用可能となる融資制度を維持することで、中小企業の経営を支援します。

農業については、生産性向上や高付加価値化など強い農業を目指すとともに、自らの創意工夫に基づき経営の改善を進め、将来、農業の担い手となることが期待される認定農業者をはじめ、様々な工夫や努力して取り組む農業者を支援します。

● KPI(重要業績評価指標)



3 基本目標3 本市への人の流れをつくる

基本的方向 3-1 さかどで暮らし続ける

若い世代や結婚する方に経済的な支援を行うとともに、本市の魅力発信を積極的に行うことで、本市で暮らし続けてもらうことを目指します。

具体的な施策

3-1-1 若い世代に市内への定住を促進する

基本的方向 3-2 生まれ育ったさかどに帰る

本市に居住する親世代との同居や近居を望む若い世代に、経済的な支援を行い、希望をかなえる支援をします。

具体的な施策

3-2-1 親世代との近居、同居を促進する

基本的方向 3-3 新たにさかどで暮らす

多世代交流拠点施設の整備や都市基盤が整備された良好な住宅地の整備、空き家の有効な利活用の促進により新たな住民を外から呼び込みます。

具体的な施策

- 3-3-1 新たな住民を外から呼び込む
- 3-3-2 時代に合った住環境を整える
- 3-3-3 住宅用地を創出する

基本的方向 3-4 さかどに訪れる

各種SNSやテレビのデータ放送サービスを活用し、子育て支援施策や観光スポットなどの本市の魅力を発信します。

市内観光資源団体と連携し、観光ガイドマップ等を活用し、観光情報を発信します。

具体的な施策

3-4-1 市の魅力を発信する

数値目標

本市への転入者数 4,897人(令和元年～令和5年の年平均)→
5,000人(令和11年)

3-1-1 若い世代に市内への定住を促進する

● 現状と課題

本市が実施した「市民意識調査」(令和元(2019)年度)によると、本市の定住意向として「ずっと住んでいたい」と回答した人の割合は全体で34.9%ですが、18歳~29歳は8.1%と低くなっており、実際本市では、年齢階級別転出入人口において、20歳台前半からの5年間における転出超過が突出しています。

この年代は、就職、結婚、住宅の購入など、今後、大きなライフイベントが見込まれ、新たな家庭を築くとともに、地域の中心となることが期待されることから、将来にわたり本市の活力を維持していくためにも、定住を促進することが必要です。

● 取組の方向性

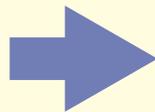
就労、結婚、子育て、安全な生活環境、活力あるまちづくりなど、総合的に本市の魅力を向上させます。

また、奨学金の返済、結婚やそれに伴う引越し、住宅の購入や改修にかかる費用を補助することで、若者を支援し、定住につながる施策を実施します。

● KPI(重要業績評価指標)

18歳から39歳までの人口

現状値
(令和6年)
22,011人
(1月1日)



目標値
(令和11年度)
22,011人
(1月1日)

3-2-1 親世代との近居、同居を促進する

● 現状と課題

本市の転出入に関する人口移動は、20歳台前半からの5年間で転出が突出しており、それ以上の各年齢階層では、転出入に大きな差は生じていないという傾向があります。

転入の要因としては、就職や転勤などの仕事関係や結婚、子育てや両親の介護なども考えられることから住宅を取得する等もあり、住宅取得等にかかる費用を支援する取組が求められます。

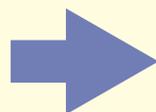
● 取組の方向性

本市で育った子どもたちが家族を持つときに、実家や実家の近くで子育てをすることで、多様な世代が支え合い、安心して暮らせるまちづくりを推進するため、多世代近居住宅取得などの補助を行います。

● KPI(重要業績評価指標)

多世代同居等の推進件数

現状値
(令和5年度)
34件／年度



目標値
(令和11年度)
250件／累計
(令和7年～11年度)

3-3-1 新たな住民を外から呼び込む

● 現状と課題

人口減少が進む中では、市域全体でインフラ維持の負担が重くなることから、まちのコンパクト化を進めることが求められます。

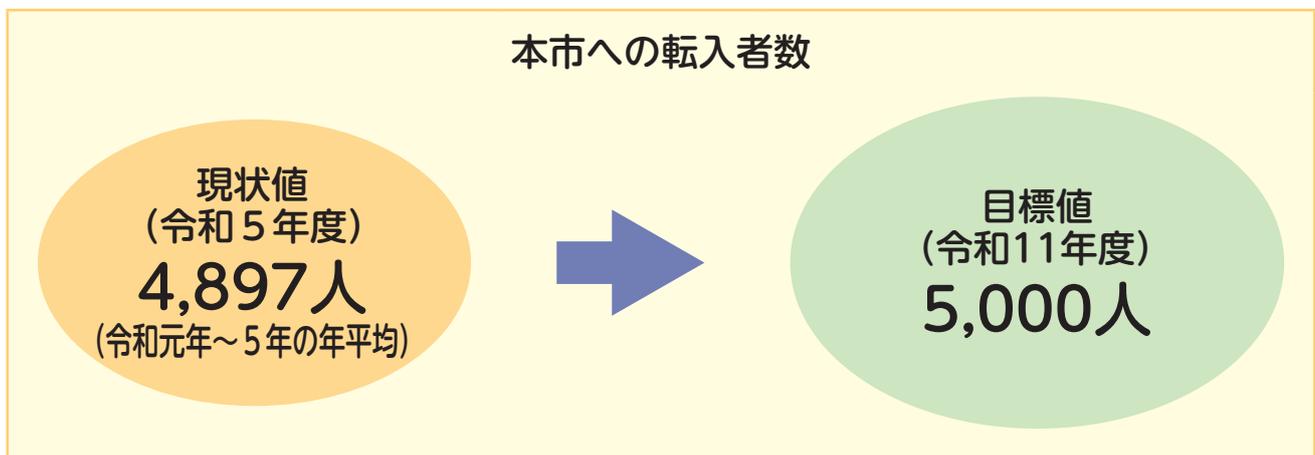
しかし、単に統合や縮小によりコンパクト化するだけでは、その地域から活力や魅力が失われます。計画性を持ち、多くの住民や利害関係者を巻き込みながら丁寧に進めていくことで、対象地域の住民や市民だけではなく、広く市外の方にも魅力を感じてもらえるまちづくりを進めることが必要です。

● 取組の方向性

コンパクトでにぎわいのあるまちづくりを推進するため、人口減少や少子高齢化が最も顕著な北坂戸地区を対象とした都市機能の集約を図ります。具体的には、溝端公園敷地を活用した民間活力の導入による多世代交流拠点施設(公共・民間)の整備や、旧北坂戸小学校用地を活用した新たな都市公園の整備等を進めます。

その他の地区においても、地域住民に寄り添ったコンパクトで快適な生活環境を整備します。

● KPI(重要業績評価指標)



3-3-2 時代に合った住環境を整える

● 現状と課題

本市は、家族居住用の戸建て住宅の需要が強い地域です。
優良な住宅地を提供することで、人口の社会増が見込め、こどもの増加につながることを期待できます。

人口減少が進む中であればこそ、需要を見定めながら、良好な市街地の形成に努める必要があります。

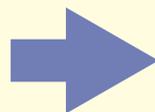
● 取組の方向性

土地区画整理事業により、道路、公園、下水道等の整備・改善を行い、良好な住環境を整備します。

● KPI(重要業績評価指標)

片柳土地区画整理事業による

- ① 密集市街地が改善された割合
- ② 施行区域内の人口



3-3-3 住宅用地を創出する

● 現状と課題

住宅・土地統計調査によれば、本市は、空き家(賃貸・売却用及び二次的住宅を除く)が1,470戸あると示されています。

そのうち、腐朽・破損のある空き家(賃貸・売却用及び二次的住宅を除く)が300戸あると示されており、発生した空き家への対策とともに、その予防が求められます。

● 取組の方向性

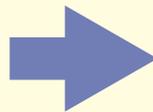
管理不全な空き家等の所有者に対し、適正に管理するよう助言・指導等の措置を図るとともに、空き家に対する除却費用の補助を行います。

空き家等の利活用を目的とした空き家バンク事業の実施や、空き家の発生抑制を目的としたセミナーや相談会を開催するなど、空き家の所有者やその家族、近隣住民にとって、負担となる状況を改善するため支援します。

● KPI(重要業績評価指標)

空き家に係る住宅・土地の利活用件数

現状値
(令和5年度)
10件



目標値
(令和11年度)
20件

3-4-1 市の魅力を発信する

● 現状と課題

本市の市民意識調査(令和元(2019)年度実施)の「坂戸市のイメージ」の設問では、無回答又は無効の割合が24.4%と全質問中で最も高くなっています。理由として、政策のバランスが均衡していることや、様々な政策の効果や本市の魅力を十分に伝えきれていないことが考えられます。

市内外の方にこれまで以上に本市の政策や本市が持つ魅力などを伝えることで、市民の愛着・誇りを醸成するとともに、市外に居住する方の認知度の向上等を図る必要があります。

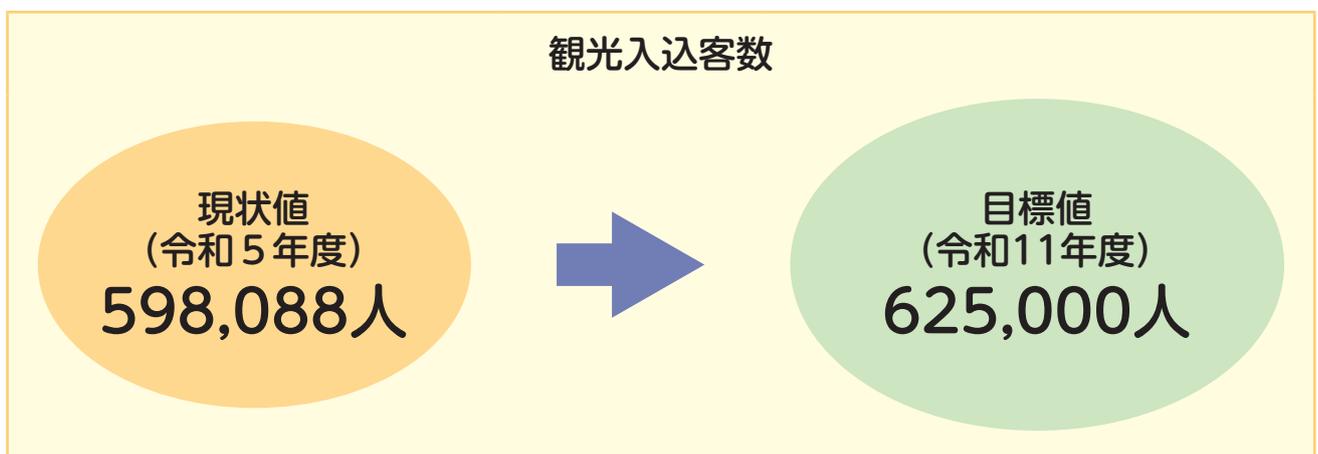
● 取組の方向性

子育て支援、教育支援をはじめ、本市が力を入れている多様な政策やその取組、また、観光スポットや文化などの本市が持つ魅力についても市内外に積極的に情報発信します。

また、本市のPRとして活躍している、イメージキャラクターさかろんのグッズを各種作製し販売、着ぐるみの貸出しやイベントへ参加をすることにより、本市の認知度の向上を図ります。

若者を中心に情報を得る媒体の中心となっている各種SNSや、テレビ埼玉データ放送サービスなど幅広いメディアなども適宜活用し、効果的な情報発信に努めます。

● KPI(重要業績評価指標)



4 基本目標 4 時代に合った魅力的な地域をつくる

基本的方向 4-1 心豊かに暮らせる地域をつくる

多世代が交流する拠点を整備し、地域住民や関係団体によって地域課題を解決するための活動を支援することで、誰もが安心して心豊かに暮らせる地域をつくります。

具体的な施策

- 4-1-1 多世代交流を促進する
- 4-1-2 地域課題の解決を支援する
- 4-1-3 多文化共生を推進する

基本的方向 4-2 安全に暮らせる地域をつくる

自主防災組織の結成と、その活動及び装備の充実を支援します。また、自動体外式除細動器(AED)の市内施設への設置や市内イベントへの貸出しを推進します。

具体的な施策

- 4-2-1 安全で安心な暮らしを支援する

基本的方向 4-3 健康的に暮らせる地域をつくる

市内3大学と協力して、健康長寿に向けた望ましい健康行動の実践に取り組む市民を増やす取組を推進します。

「坂戸市地域公共交通計画」に基づき、新たな市民バスの運行計画を定め、本市にとって望ましい地域旅客運送サービスの提供を目指します。

具体的な施策

- 4-3-1 市内大学との連携を強化する
- 4-3-2 出歩きたくなるまちをつくる

数値目標

自主防災組織の組織率 88.3%(令和5年度)→
100%(令和11年度)

4-1-1 多世代交流を促進する

● 現状と課題

誰もが住み慣れた地域で安心していきいきとした生活を送れるよう、互いの暮らしを支え合い、孤立しない環境づくりを地域で実現していくことが必要です。

本市では、高齢化が進む中、単身高齢者世帯も増加し、区・自治会を中心とした近所での見守りなどの支え合いの仕組みづくりなどが、これまで以上に必要となってきています。

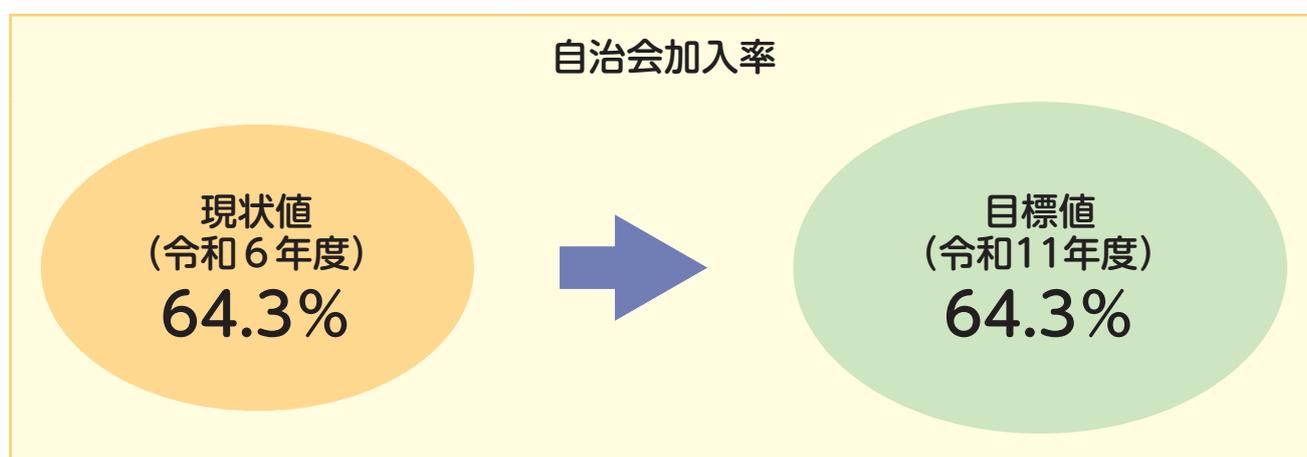
しかし、近年では、少子高齢化や転出入による地域への愛着・帰属意識の低下や価値観の多様化などの様々な原因により、自治会未加入者や退会者が増加し、地域のお祭りや清掃活動など多世代が交流できるイベントの参加者が減少する傾向にあります。

● 取組の方向性

自治会への加入促進や自治会役員の負担軽減などにより担い手不足を解消し、自治会活動の活性化を支援します。また、地域の多世代が交流するための場として集会所等の整備を支援します。

このほか、市内の各地域交流センターについて、各地区の多世代交流を促進する拠点施設としての機能が発揮できるよう整備します。

● KPI(重要業績評価指標)



4-1-2 地域課題の解決を支援する

● 現状と課題

人口減少期を迎えるにあたり、地域が抱える課題は、その地域の高齢化や世代構成、宅地や交通の開発時期などにより、より多様化していくことが予想されます。

それらの地域課題の解決のためには、自助、共助及び公助を適切に組み合わせ、当事者や関係者によるネットワークを作り、地域が連携して対応していくことが求められます。

● 取組の方向性

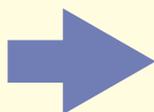
地域住民や関係団体が意見交換等により地域課題を抽出し、それぞれの役割を認識した上で各々の強みを生かしながら地域課題の解決を進めます。

また、地域課題の解決や地域の活性化に向けて主体的に取り組む市民や市民活動団体を支援します。

● KPI(重要業績評価指標)

坂戸市公益活動団体の登録数

現状値
(令和5年度)
29団体



目標値
(令和11年度)
35団体

4-1-3 多文化共生を推進する

● 現状と課題

本市の外国人人口は増加傾向にあり、令和6(2024)年1月1日時点で3,390人と、人口の約3.4%を占めています。

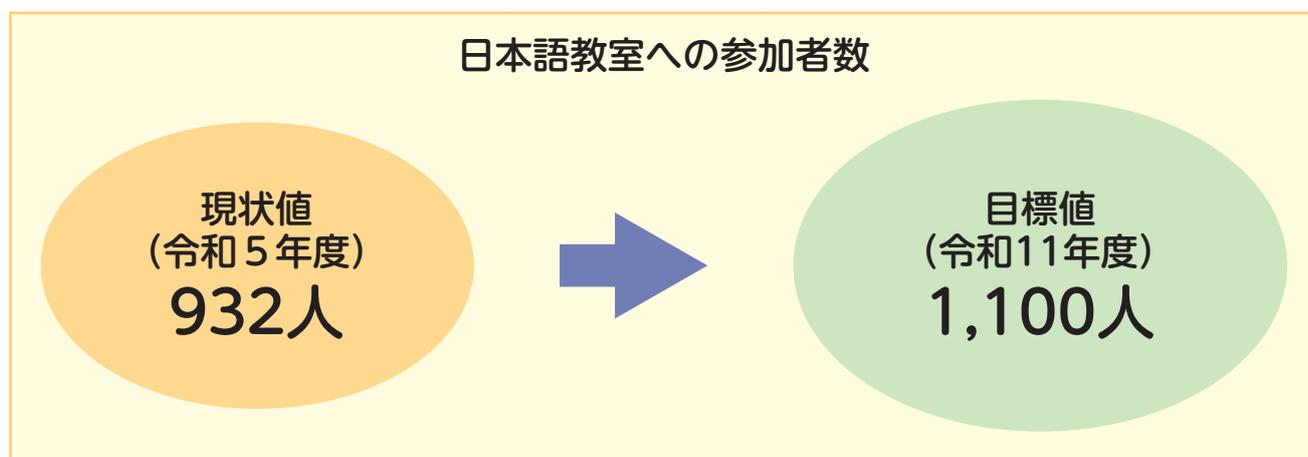
少子高齢化による人手不足を背景に、国では外国人労働者を積極的に受け入れる制度を整えており、外国人住民は今後も増加することが見込まれます。

そのため、言語や文化、習慣の違いなどを認め合い、地域社会の構成員として共に安心して生活することができるように、日本語習得支援のほか、外国人住民との相互理解や交流を促進する必要があります。

● 取組の方向性

外国人住民に対して、日本語習得の援助や情報提供を行い、安心して暮らせるようサポートするとともに、外国人住民と日本人住民の相互理解や交流を促進します。

● KPI(重要業績評価指標)



4-2-1 安全で安心な暮らしを支援する

● 現状と課題

災害時における対応は、行政による公助だけでなく、自助・共助による活動が重要であるため、個人、家庭、地域、企業及び団体等が連携して、日常的に減災のための取組を推進する必要があります。

近年の災害では、高齢者など要配慮者に対する支援の充実が求められています。

また、日常生活の安心を脅かす突発的な発作などは、誰にでも起きる可能性があります。消防庁の令和5年版「救急救助の現況」によると、令和4(2022)年中に心疾患等により搬送された方は約34万1千人で増加傾向にあることから、市民がより安心して生活を送れる環境を整備することが求められています。

● 取組の方向性

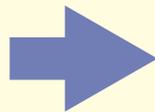
自主防災組織の結成と、その活動及び装備の充実を支援します。

また、自動体外式除細動器(AED)の市内施設への配置、市内イベントへの貸出しを推進します。

● KPI(重要業績評価指標)

自主防災組織の組織率

現状値
(令和5年度)
88.3%



目標値
(令和11年度)
100%

4-3-1 市内大学との連携を強化する

● 現状と課題

健康は誰もが持つ願いであり、大勢の方が健康を意識して生活を送っていますが、健康維持には、本人の主體的な取組はもとより、行政や関連機関・団体等が連携、協力して、市全体が一体となって健康づくりを推進することが重要です。

本市では、認知症予防や胎児の神経管閉鎖障害の発症の予防等に効果があるとされる葉酸の摂取を促すプロジェクトを、女子栄養大学(※)と共同で長年推進してきました。

また、第3次坂戸市健康なまちづくり計画に基づき、健康づくりに関連する取組を全庁で行うとともに、市民活動団体の支援や市内3大学の協力を得て食を通じた健康づくり応援店の認定を行うなど、市民の健康を地域全体で支える環境整備を図ってきました。

(※)令和8(2026)年度より日本栄養大学に校名変更

● 取組の方向性

本市では、健康増進に係る連携の取組として、市内の3大学と「市民の健康づくりに関する連携協力協定」を締結しております。

女子栄養大学とは、葉酸プロジェクト(認知症予防等)推進事業を共同で実施するとともに、食と健康のプランニングセミナーの実施、食と健康のプランニングフォローアップセミナーの実施、葉酸普及講演会の開催及び葉酸の普及啓発を行います。

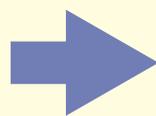
城西大学及び明海大学とも、それぞれの大学が得意とする分野において、協力して健康づくりに取り組んでいきます。

また、食を通じた健康づくり応援店の認定や市民主体の健康づくりを支援する環境整備を図り、健康長寿に向けた望ましい健康行動の実践に取り組む市民を増やすため、3大学との協力関係を続けながら、健康なまちを実現していきます。

● KPI(重要業績評価指標)

葉酸関連講座参加者数

現状値
(令和5年度)
2,240人



目標値
(令和11年度)
2,840人

4-3-2 出歩きたくなるまちをつくる

● 現状と課題

地域の高齢化に伴い、自動車に頼った生活様式からの転換が求められるようになっていきます。自動車が運転できない高齢者が自由に移動でき、かつ、その他の世代にとっても、出歩きたくなるまちの価値が見直されています。

● 取組の方向性

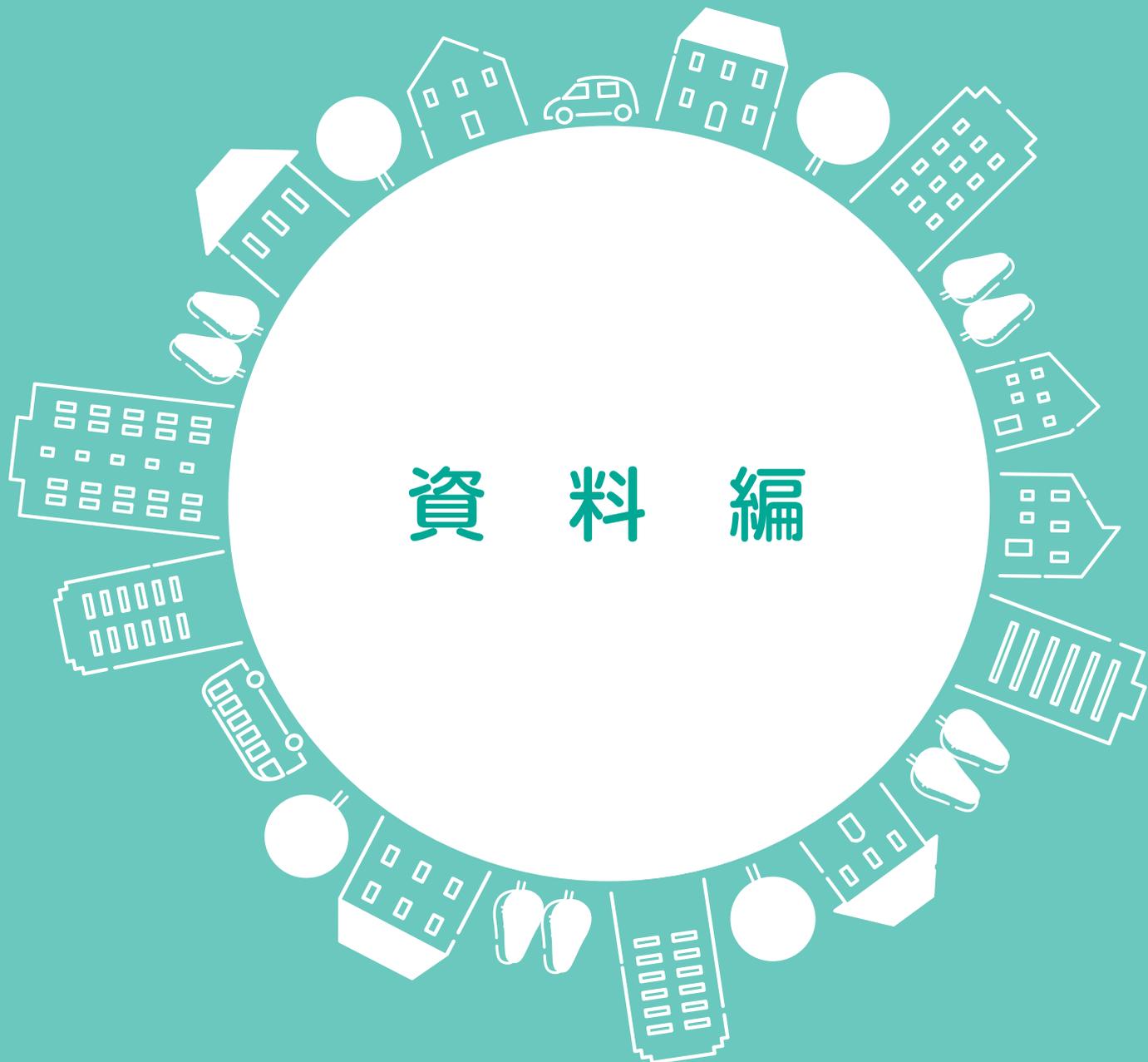
「坂戸市地域公共交通計画」に基づき、地域の輸送資源を総動員するとともに、新たな市民バスの運行計画を定め、本市にとって望ましい地域旅客運送サービスの提供を目指します。

年齢や障害の有無にかかわらず、誰もが行きたい場所に自由に行ける移動手段を確保していきます。また、子育て世代をはじめすべての世代が、安全に不自由なく移動できるよう、歩道の整備、狭い生活道路の改良、バリアフリー化等を行います。

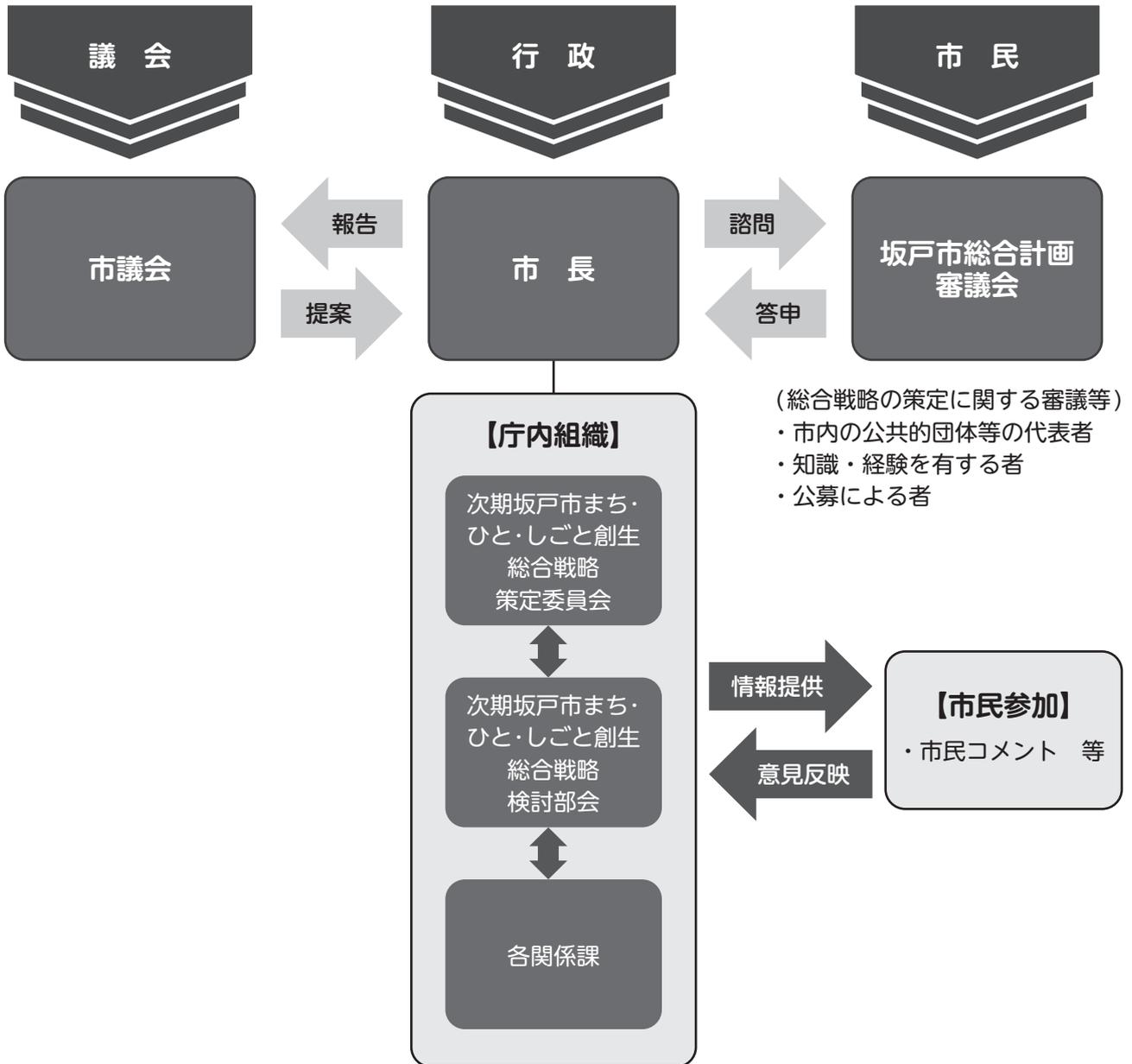
● KPI(重要業績評価指標)



資料編



第3期坂戸市まち・ひと・しごと創生 総合戦略の策定体制



市民参加

1. 坂戸市総合計画審議会

(1) 坂戸市総合計画審議会条例

昭和57年3月27日

条例第1号

改正

平成9年12月18日条例第13号

平成12年9月28日条例第27号

平成17年3月23日条例第3号

平成27年6月29日条例第23号

平成29年3月24日条例第19号

坂戸市総合計画審議会条例

(目的)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、坂戸市総合計画審議会の設置、組織及び運営に関する事項を定めることを目的とする。

(設置)

第2条 市長の諮問に応じ、坂戸市総合計画策定条例(平成29年坂戸市条例第19号)第2条第2項に規定する総合計画のうち同項に規定する基本構想及び基本計画の策定及びまち・ひと・しごと創生法(平成26年法律第136号)第10条第1項の規定に基づく坂戸市まち・ひと・しごと創生総合戦略(以下この条において「戦略」という。)の策定に関し必要な調査及び審議を行い、並びに戦略に基づく施策の効果の検証を行うため、坂戸市総合計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が任命する。

- (1) 市内の公共的団体等の代表者
- (2) 知識経験を有する者
- (3) 公募による者

(任期)

第4条 委員の任期は、当該諮問に係る審議が終了したときまでとする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、総合政策部政策企画課において処理する。

(雑則)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(他の条例の改正)

2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年坂戸町条例第15号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

附 則(平成9年条例第13号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成10年4月1日から施行する。

附 則(平成12年条例第27号)

この条例は、平成12年10月1日から施行する。

附 則(平成17年条例第3号)

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成27年条例第23号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成29年条例第19号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(2) 審議会組織

◆委員名簿

No.	選出区分	選出対象団体等	氏名	備考
1	2号	城西大学	庭田 文近	会長
2	2号	女子栄養大学	深田 耕一郎	副会長
3	1号	坂戸市PTA連合会	梅田 裕子	
4	1号	坂戸市商工会	本橋 聡	
5	1号	連合埼玉川越・西入間地域協議会	及川 青児	
6	2号	東京電機大学	藤本 衡	
7	2号	行政経験者	鈴木 光一	
8	2号	株式会社埼玉新聞社	関根 正昌	
9	2号	株式会社埼玉りそな銀行 坂戸支店	福沢 猛 (～第2回)	
			福田 博樹 (第3回～)	
10	2号	独立行政法人都市再生機構 東日本賃貸住宅本部	野勢 辰徳	
11	3号	公募委員	村田 千鶴	

選出区分…1号：市内の公共的団体等の代表者、2号：知識経験を有する者、3号：公募による者

(3) 審議経緯

回	開催日時・場所	議題
第1回	令和6年7月26日(金) 午後3時00分から 坂戸市役所 2階 201会議室	審議事項 (1)会長及び副会長の選出について (2)諮問書の交付 (3)坂戸市まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定について (4)策定方針について (5)今後のスケジュールについて (6)その他
第2回	令和6年9月25日(水) 午後1時15分から 坂戸市役所 3階 301・302会議室	審議事項 (1)「坂戸市の人口及び産業の現状分析」、「人口ビジョンの振り返り」、「展望人口の見直し」結果報告について (2)第2期坂戸市まち・ひと・しごと創生総合戦略事業の取組状況について (3)「次期坂戸市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の体系(案)について (4)その他
第3回	令和6年11月19日(火) 午前9時30分から 坂戸市役所 4階 401会議室	審議事項 (1)(仮称)第3期坂戸市まち・ひと・しごと創生総合戦略(素案)について (2)その他
第4回	令和7年1月30日(木) 午前10時00分から 坂戸市役所 3階 301・302会議室	審議事項 (1)「第3期坂戸市まち・ひと・しごと創生総合戦略(素案)」に対する市民コメント等の実施結果について (2)「第3期坂戸市まち・ひと・しごと創生総合戦略(案)」について (3)答申(案)について (4)その他

(4) 諮問及び答申

◆ 諮問書

坂政発第128号
令和6年7月26日

坂戸市総合計画審議会会長 様

坂戸市長 石川 清

次期坂戸市まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定及び第2期坂戸市まち・ひと・しごと創生総合戦略の進行管理について(諮問)

次期坂戸市まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定及び施策の効果の検証を行いたいので、坂戸市総合計画審議会条例第2条の規定により、貴審議会の意見を求めます。

◆ 答申書

坂総審発第6号
令和7年2月27日

坂戸市長 石川 清 様

坂戸市総合計画審議会
会長 庭田 文近

第3期坂戸市まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定について(答申)

令和6年7月26日付坂政発第128号により諮問のありました第3期坂戸市まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定について、本審議会において慎重に審議した結果、下記のとおり答申します。

記

- 1 本審議会は、第3期坂戸市まち・ひと・しごと創生総合戦略(案)を適切なものと認めます。
- 2 本計画で掲げる展望人口の達成のため、別紙のとおり、本審議会意見に留意しつつ施策を推進されることを願います。

以上

坂戸市総合計画審議会意見

まち・ひと・しごと創生法に基づき、地方創生の取組が開始されてから、10年になります。その間、全国における出生数の減少は止まらず、国立社会保障・人口問題研究所の将来人口推計の予想を下回る状況となっています。

本市は、高速道路、鉄道などの交通の利便性に支えられ、良好な住環境と産業基盤の優位性から、人の流入も産業の立地も相対的に恵まれてきました。しかし、今後は、人口減少が引き起こす社会的・経済的諸課題への対応が不可避となることが見込まれます。

各分野の課題に対しての迅速な対応とともに、将来に渡って持続可能な地域社会を形成する長期的な取組みが望まれます。

第3期坂戸市まち・ひと・しごと創生総合戦略(以下、総合戦略とする)の推進に当たっては、以下の点について留意する必要があると考えます。

1 多様な主体との連携

基本施策及び具体的な取組については、産官学金労言などの幅広い分野の主体との連携により、さらなる推進を図ること。国の考え方を勘案しつつ、国の機関や県、近隣市町と連携して取り組むこと。

2 若い世代へのライフデザイン支援、活躍の場の提供と呼び込み

市内に立地する大学・高校・専門学校との連携を深め、若い世代が求めるライフデザインへの支援と活躍の場の提供を継続すること。また、坂戸市への愛着を育むとともに、坂戸市の魅力を積極的に発信し、若い世代の転入・定住につなげること。

3 こどもの成長と若い世代の選択と希望の尊重

家庭、地域、学校など多様な主体と連携し、子ども達の健やかな成長と若い世代の勉学や仕事、結婚、妊娠・出産、子育ての望みがかなう環境の充実に努めること。

4 まちづくり・利便性

まちづくりにおいて、市内各地域の特性に応じた住みやすさ、利便性の向上に努め、市内外の人にとって魅力的なまちづくりを進めること。

5 デジタル・新技術の活用と市民の保護

デジタル・新技術の活用を積極的に行い、利便性の向上とコスト削減の両立に努めること。高齢者や子育て世代、外国人住民など誰にとっても使いやすく、誰一人取り残さないデジタル・新技術の活用に取り組むこと。新しい形の犯罪やプライバシー侵害などのデジタル・新技術の悪用・マイナス面から市民を守ること。

6 検証体制・データの活用

総合戦略に掲げる施策及び具体的な取組の進捗状況や課題を市民と共有することが重要である。第2期坂戸市まち・ひと・しごと創生総合戦略と同様に、成果の公表に当たっては、データを活用しながら市民にわかりやすく説明すること。

2. 市民コメント

項目	内容
趣旨	「第3期坂戸市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の素案に対し、広く市民の意見や提言を募集し、反映させるため実施しました。
応募期間	令和6(2024)年12月6日(金) ～令和7(2025)年1月6日(月)
閲覧物	■第3期坂戸市まち・ひと・しごと創生総合戦略(素案) ■意見応募要領(応募用紙含む)
公表・応募用紙 設置場所	坂戸市役所1階市政情報コーナー、3階政策企画課窓口、 各出張所・地域交流センター、中央図書館 (素案及び応募要領(応募用紙含む)は市のホームページにも掲載)
結果	意見及び提言の提出はありませんでした。

庁内策定体制

1. 次期坂戸市まち・ひと・しごと創生総合戦略策定委員会(各課長)

次期坂戸市まち・ひと・しごと創生総合戦略策定委員会設置要領(令和6年6月13日市長決裁)に基づき、次期総合戦略策定における段階ごとの決定を行う。なお、委員長は総合政策部長をもって充て会務を総理する。

◆構成員

No.	所 属	No.	所 属
1	総合政策部 部長(委員長)	6	福祉部 高齢者福祉課
2	総合政策部 情報政策課	7	環境産業部 商工労政課
3	総務部 防災安全課	8	都市整備部 住宅政策課
4	市民部 市民生活課	9	教育委員会事務局 学校教育課
5	こども健康部 こども支援課		

◆開催

回	開催日時・場所	議題
第1回	令和6年7月17日(水) 午後2時00分から 坂戸市役所3階 301・302会議室	説明事項 (1)次期坂戸市まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定について (2)策定方針について (3)今後のスケジュールについて 協議事項 検討部会の設置について
第2回	令和6年11月5日(火) 午後2時00分から 勤労女性センター会議室 (新館)	協議事項 次期坂戸市まち・ひと・しごと創生総合戦略(素案)について
第3回	令和7年2月4日(火) 午後1時30分から 中央地域交流センター 集会室	報告事項 「第3期坂戸市まち・ひと・しごと創生総合戦略(素案)」に対する市民コメント等の実施結果について 協議事項 「第3期坂戸市まち・ひと・しごと創生総合戦略(案)」について

2. 次期坂戸市まち・ひと・しごと創生総合戦略検討部会(各課長補佐、係長等) —

次期坂戸市まち・ひと・しごと創生総合戦略策定委員会設置要領(令和6年6月13日市長決裁)第5条の規定に基づき設置し、次期総合戦略の原案を調整し、とりまとめを行う。

◆構成員

No.	所 属	No.	所 属
1	総合政策部 情報政策課	7	福祉部 高齢者福祉課
2	総合政策部 広報広聴課	8	環境産業部 農業振興課
3	総務部 防災安全課	9	環境産業部 商工労政課
4	市民部 市民生活課	10	都市整備部 都市計画課
5	こども健康部 こども支援課	11	都市整備部 住宅政策課
6	こども健康部 保育課	12	教育委員会事務局 学校教育課

◆開催

回	開催日時・場所	議題
第1回	令和6年8月26日(月) 午前10時00分から 坂戸市役所3階 303・304会議室	説明事項 (1)第2期坂戸市まち・ひと・しごと創生総合戦略事業の取組状況について (2)次期坂戸市まち・ひと・しごと創生総合戦略の素案作成の流れについて 協議事項 (1)人口ビジョン(案)について (2)次期坂戸市まち・ひと・しごと創生総合戦略の構成(案)について
第2回	令和6年9月19日(木) 午後2時00分から 坂戸市役所2階 201会議室	説明事項 (1)人口ビジョン(案)について (2)次期坂戸市まち・ひと・しごと創生総合戦略の構成(案)について 協議事項 次期坂戸市まち・ひと・しごと創生総合戦略の体系(案)について その他 次期坂戸市まち・ひと・しごと創生総合戦略施策及び事業フォーマット作成について
第3回	令和6年10月16日(水) 午前10時00分から 坂戸市役所3階 301・302会議室	協議事項 (1)人口ビジョン(素案)について (2)次期坂戸市まち・ひと・しごと創生総合戦略(素案)について
第4回	令和6年10月31日(木) 午前10時00分から 坂戸市役所3階 301・302会議室	協議事項 次期坂戸市まち・ひと・しごと創生総合戦略(素案)について

第3期坂戸市まち・ひと・しごと創生総合戦略
令和7(2025)年度～令和11(2029)年度

発行 坂戸市
編集 坂戸市 総合政策部 政策企画課

埼玉県坂戸市千代田一丁目1番1号

TEL 049-283-1331



環境にやさしいベジタブルインクを使用しています。



この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。
再生紙を使用しています。